員十

出

席

議

十十十九八七六五四三二一二一

近黒立横伊岩松末浦小土加藤崎石山藤坪永永 辻川山 一政隆弘忠義勇一英隆重雅 海美教蔵之光治朗明郎佳徳

地方自治法第百二十一条の規定により、

説明のため、この会議に出席した者は、次のとおりである。

松福西平吉西中筒松谷大巖神三山永田野元村村井本黒川浦田一浩久勝久敏英充良泰充清憲誠等三之信之章敏司一三也清敏道

議会事務局書記議 会事務局長

松升

永 水

美 司

清 裕

其 議 事 日 程

別紙のとおりである。

値 町 議会第四 口 定例

亚 成 十六年十二月二十二日 (水曜 月 午 前 九時三十分

開

議

第 会議録署名議員 指名 加 Щ 雅 徳議 土川 重 佳 員

議 案 第 七 \bigcirc 号 専決処分事 項 の承認を求めることについ 7

第

議 案 第 七 長崎! 平成 県 市 十六年度小 町 村土地開発公社定款の変更につい 值賀町国民健康保険診療所特別会計補 7 正 予算

第 第 議 案 第 七二号 佐世保地域広域市町村圏組合を組織する地方公共団体の数の減 少に うい て

五四 議 案 第 七 三号 長崎県 市 町 村総合事 務組合を組織する地方公共団体の数の減少とこれに伴う規約の変更に

いて

第 六 議 案 第 七 兀 号 長崎県 治町村 議会議員公務災害補償等組合を 組織する地方公共団 体 0) 数の 減少とこれに伴う

規約の変更につい 7

議 案 第 七 五. 뭉 小 値賀町過 疎地域自立 促進 計画策定に 0 7 7

議 案 第 七 七六 뭉 平成十六年度小値賀町一 般会計補工 正 予算 (第四号)

議 案 第 七 号 平成十六年度小值賀町下水道事業特別会計補正予算

第第第第 十九八七 議 案 第 七 八 号 小値賀町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例案

第十一 議議 案 第 八七 九 号 職員 の給与に関する条例の 一部を改正 する条例案

議 案 案 第 第 \bigcirc 뭉 뭉 職員 工事 請 0 特 負契約の 殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 変更につい 7 (小値賀地区統合簡易水道整備 事

業

第十五四 報 告 第 九 号 交通問 題対 策調查特別委員会報告

発 議 第一七号 二〇〇〇年五月のNPT再検討会議における核兵器廃絶に向 けた 明 確な約束」 決議の 実現に

全力を尽くすことを求める意見書案

第 第 第 第 十 十 十 六 発 発 発 発 議議議議 第二〇号 産業建設常任委員会の閉会中の継続調査(審査)について総務文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査(審査)について 平成十七年度地方交付税所要総額の確保に関する意見書案

号 議会運営委員会の閉会中の継続調査 (審査) について

第

午前九時三十分開議

議長(近藤一輝) おはようございます。

ただいまの出席議員は、十二名です。

定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布したとおりであります。

日程第一、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第百十八条の規定によって、 番 · 加 山雅徳議員、 二番 土川 重佳議員 を指名します。

日程第二、議案第七〇号、 専決処分事項の承認を求めることについてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

診療所事務長

診療所事務長(吉元勝信) おはようございます。

議案第七○号、専決処分事項の承認を求めることについての説明をいたします。

が必要となりましたので、地方自治法第百七十九条第一項の規定により、平成十六年十一月二十五日に専決し、 本議案は、平成十六年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計補正予算(第二号)に係るもので、緊急な予算の組み換え 同 法同 条第

三項の規定に基づき、これを議会に報告し、 その承認を求めるものでございます。

正後の総額を四億五千百二十一万四千円とするものでございます。 第一条は、第一表「歳入歳出予算補正」に示しますとおり、 既定の予算に歳入歳出それぞれ三百五十六万円を増額

それでは、説明書事項別明細書の七頁から補正予算の概要を説明いたします。

歳入では、一款・診療収入は、二項・外来収入、一目・国民健康保険診療報酬収入、一節・現年度分を二百三十万円増

また、三目・老人保健診療報酬収入、一節・現年度を百二十六万円増額いたしております。 一方、歳出では、一款・総務費、一項・施設管理費、 一目・一般管理費で、 十四節 ・使用料及び賃借料を四十三万八千円

十八節・備品購入費を三百九十九万八千円増額でございます。

合わせるものです。 にあり、対象基準に沿うよう予算の組み換えが必要となったために、 療所で診療報酬明細書の電子化を図る場合には、国民健康保険特別調整交付金が該当する旨の国及び県の通達が十一月十日 これにより、十二月中に医事用コンピュータの導入及び電子レセプト化を進めて、 ;は、九月の補正予算第一号で医事用コンピュータのリースを計画しておりましたが、その後に、国民健康保険直営診 急遽、 備品購入費へ変更を行ったものでございます。 来年一月の特別調整交付金申請に間に

以上、平成十六年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計補正予算 よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。 (第二号) に係る専決処分事項の報告を終わります。

議長(近藤一輝) これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第一表『歳入歳出予算補正』について、歳入全般にわたり、ご質疑願います。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(近藤一輝) 次に、歳出全般にわたり、ご質疑願います。

松永議員

はですね (松永勇治) 歳出でですね、今回、備品購入費三百九十九万八千円。今、 説明の中で解かりました。 何を整備するか

時会が開催されとるわけですよ。議会がですね。議会の臨時会が・・・。 ですけどもですね、九月二十一日に招集された時には判らなかったかも知れませんけれども、十一月十二日にですね 臨

会に間に合わなかったのかどうか、お尋ねします。 そうすると、二十五日『専決』と言いますとですね、 十日には内示があったということでございますけれども、 その 臨

議長(近藤一輝) 診療所事務長

診療所事務長(吉元勝信) お答えをいたします。

そういう部分でちょっと十二日の臨時会には間に合わなかったいう、 それで、こういう事例については、該当しそうだという答えがありましたのが翌・翌日だったと記憶しておりますので、 先ほども説明いたしましたが、十日の日にそういう通達がありましたので、 そういう次第です。 確認を県・国の方に行いました。

議長(近藤一輝) ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(近藤一輝) これから歳入歳出全般について、ご質疑願います。

爫崎 議 員

のが国保財調じゃないかと。これを上手く運用することによって、 りますけども、これを国保財政調整基金で購入することは出来なかったのか・・・。 十一番(黒崎政美) そういう考え方はなかったのかと・・・。 補助金の関係でどうしても専決が必要だったというようなことでございますが、その事情はよく解 診療所の赤字補填の額も少なくなっていくんじゃないか 貯まる一方で、一番うち の基金で大きい

そういう考え方はされなかったのか、お伺いします。 診療所の一般会計からの赤字補填はもの凄く少なくなるんじゃないかと。 ますけど、まあ事情を聞くと、やむを得んかなあと思う部分もありますけれども、 今、自律して一生懸命やろうということになると、今ある金を可能な限り使っていくべきじゃないかと思いますけれども せっかくある金を使わなくて、新たに補助金があるから買うんだと。まあ専決そのものも私はちょっと疑問をもっており 機材の購入その他は使っていいはずと思います。 財調資金の運用を上手くやったら、 私は

議長(近藤一輝) 診療所事務長

診療所事務長(吉元勝信) お答えをいたします。

せていただいたという状況なんですが、当診療所いたしましては、 ませんでしたが、今回、 おりまして、 当初、 リースで予定していたときには、当然金額的に年間の支払額が少ないもんですから、 国民健康保険の財政調整基金というのを運用するということを頭に入れることが出来ておりません。 国民健康保険の特別調整交付金が該当しそうだというときに、 補助金というのが有効な方法だというふうに一応考えて 備品購入費という形で組み替えをさ 財調ということを考えており

その点においては、今後十分注意しながら、こういった事例があった場合には検討させていただきたいというふうに思い

藏長(近藤一輝) 黒崎 議員

十一番(黒崎政美) そういうことを是非お願いしたい。

九月の補正の時に、 IJ ĺ ス機器を購入してリース代を払う云々っち言った時に、 その機器が ~他の、 私はよくパソコンとか

かったのか。 考えなかったのか。 何とか解 お 互 かりませ いに使い切らないっちゅうのが原因で急遽買い替えるんだとするならば、何故、このリースの時にそういうことを んけれども、今、この替える必要になったっていうのが、 自由に使える。こっちのパソコンにもこっちのパソコンにもそれを使えるっちいうような状況を作らな フロッピーか何 か知らんけども互換が 来な

をリースするっちいうとなら、この必要はなかったわけですね。 そうなると、こういう急遽、 その辺はどうですか? 出来ると考えて、 専決をするというような事態は起きらなかったのじゃないかというふうに私は思いますけ どの機種でもいいんだということでリースすると。互換出来るような機器 n

議長 (近藤一輝) 診療所事務長

診療所事務長(吉元勝信) お答えいたします。

して、リース契約をしようということで当初考えてた部分で、この機種についても現在のような互換性はあります。 九月の補正で考えておりましたリースの物件と、今の備品に組み替えた物件というのは殆んど同じような機種でござ

いうのはなかなか厳しいということで、リースという形で九月の時点では計画をさせてもらっております。 そういったものを調査したところ、該当するものが無かったものですから、大きな建設事業的なものを年度途中からやると 額で、その時点では補助金、そういったものが私の勉強不足で大変申し訳なかったんですが、国のへき地医療対策費補助金、 それで、何故リースにしたかということが問題だろうと思うんですが、その点につきましては一応四百万という大きな金

変議会には申し訳なかったんですが、急遽、 それで、先ほども申しましたように、今度、 専決で変更させてもらったというような状況でございます。 国・県の通達でそういった事業も該当するということが判りましたので、 大

議長 (近藤一輝) ほかに質疑はありませんか。

十番 (立石隆教) 方自治法第百七十九条においてこの専決処分がなされたということですが、その中で専決処分ができ 7 石 議 員

る四つの項目がございます。

なかった理由を説明して下さい。 今回の場合は、 恐らく、 町 長が議会を招集する暇がないというところで専決をしたのかなと思いますが 暇

輝 町

長

町長 (山田憲道) お答えいたします。

それで、過誤調整を出来る機械を購入すると。 その前に、この事務機械のリースの時にですね、今、月初めに申請をやっておりますが、過誤が多いということでですね

次第でございます。 すね、ちょっと早くしないといけないということで、そんなら一応専決でしようということで、ちょっとさせていただいた ことで確認をとれということでしましたところ、三日ぐらいしてから大丈夫ですよということで、但し、一応申し込みがで 事務長の方から言われてですね、それだったらその方がいいんじゃないかということと、それではっきり買えるのかという ですね、早急に買いたいということで、最初リースをしたわけでございますが、その後、補助金が付きますよということで、 それで、一月からですね、直ぐ出来るような格好に今なったわけでございますけれども、 過誤調整を速やかにするために

議長 <u>\f\</u> 石 議 員

この百七十九条は・・・。 十番(立石隆教) この専決をですね、安易に使ってはいけない。だからですね、殆んど使えないものにしてるんですよ。

私たちが町長の予算編成権を犯すことと一緒ですよ。ですから、これは慎重でなければならない。 きちんとした客観的な理由があってこそ認められるんです。それぐらい専決というのは、議会の権限を犯すことなんですよ だから、今回の場合は、第三番目の、「招集する暇がない」ということ以外使う以外にないんですよ。で、それもですね、

お伺いをします。

日でも開く暇はなかったんですか? とであれば、十一月の十四・五日までかかったのかなあとは思いますが、それでもその後、 先ほど、十一月の十日云々から何日間か確認をとるために時間が経過し、直ぐに返事をしなければいけないからというこ それほど返事が切迫してあったのかということをお伺いします。 直ぐに、例えば、 十六日、十七

しばらく休憩します。

再 開 前 長 九九 時 五十二分

憩

前

時

四十七分

町

議長

(近藤

輝

再開し

します。

- 5 -

町長(山田憲道) お答えいたします。

ご理解していただければと思っております。 それから予算査定、 うる覚えだったもんですから、ちょっと日誌を持ってきたんですけど、いろいろその後私の出張とか、 それからいろいろですね、 日程の調整がとれなくてですね、やむを得ず、今回にしたということで 歴 の十五

議長(近藤一輝) ほかに質疑はありませんか。

立石議員

十番 なければならないのは当然であると。こういうふうに書かれております。 の、この「招集する暇がない」との認定は、 (立石隆教) 今の説明では本当は駄目なんです。と言うのはですね。 招集権をもつ町村長が行うが 主観的な判断では駄目で、 町村長が議会を招集する暇がないと認めるとき あくまでも客観性が

だと思います。しかし、 どうかその辺はもう少し研究をして下さい。 かも町長の主観で。 専決をする前に考えられることはいくつもあったのではないかと。これを安易に、先に専決だと思ったとすればですね、 から考えると、最終的に執行残が相当残るような状況じゃありませんか。そしたら、そこから流用することだって出来た。 知れませんけど、このようなために予備費というようなものもありましょうし、或いはこの診療所の特別会計の毎年のこと ぐらいに考えて、 ですよ。そういうふうな可能性もあるんですから、この専決処分をするということは、もの凄くやっぱり最後の最後の手段 いったら、これが段々広がっていきますと、議会の予算をですね、審議する、そういうふうなことも無意味になってくるん っと重要なんですよ。 即ち、今のはですね、主観的にはそうでしょう。町長のいろんなことでですね、忙しくて出来ないというのはその 先ほど、 それはちょっとこの問題、 我々にとってみると専決処分をされることの方が最も大変なことなんですよ。これをですね、 それは客観的に見たときに、議会を開けない、つまり専決処分をするより議会を開くことの 黒崎議員も指摘していたような方法もあるだろうし、或いはなかなか額が大きいので厳しいかも この百七十九条においては、私は問題があるなというふうに思いますので、 方が とお

こ認識いただきたい。それも町長が握ってるんですから。 よろしくお願い 毎回、その専決については私もいつも指摘をしておりますけども、 します。 慎重であってほしいということを言っておきたいと思います。 専決するということは重大なことなんだということを

議長(近藤一輝) 町

長

- 6 -

(山田憲道) どうも大変申し訳なく思っておりますが、 今後十分注意してですね、 やりたいと思っております。

議長(近藤一輝) ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(近藤一輝) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(近藤一輝) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第七○号、専決処分事項の承認を求めることについてを採決します。

おはかりします。

本件を承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(近藤一輝) 異議なしと認めます。

したがって、議案第七○号、専決処分事項の承認を求めることについては、 原案のとおり承認することに決定しました。

議案第七一号、 長崎県市町村土地開発公社定款の変更についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

総務課長

総務課長 (大黒泰三) 議案第七一号、長崎県市町村土地開発公社定款の変更についてご説明いたします。

住民の福祉の増進に寄与することを目的として、地方公共団体の出資により設立されております。 長崎県市町村土地開発公社は、公共用地、 公用地等の取得、 管理、 処分等を行なうことにより、 地域の秩序ある整備と、

市町村 \mathcal{O} 廃置分合に伴い、 公社の設立団体である北高来郡の森山町、 飯森町、 高来町及び小長井町が平成十七年

三月一日に諫早市と合併するものでございます。

諫早市につきましては、諫早市土地開発公社として単独で設立・運営をしており、当該四町が本公社を脱退することから、

本公社の定款を変更するものであります。

ご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。 条第二項の規定に基づき、設立団体の議会の議決を経て都道府県知事の許可を受けることとなっておりますので、よろしく つきましては、定款の変更をするときには、公社定款第十六条第一項第一号及び公有地の拡大の推進に関する法律第十四

議長(近藤一輝) これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

議長(近藤一輝) 質疑なしと認めます。(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

これで質疑を終わります。

け論はつここといい。これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(近藤一輝) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第七一号、長崎県市町村土地開発公社定款の変更についてを採決します。

おはかりします。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(近藤一輝) 異議なしと認めます。

たがって、議案第七一号、 長崎県市町村土地開発公社定款の変更については、 原案のとおり可決されました。

日程第四、 議案第七二号、佐世保地域広域市町村圏組合を組織する地方公共団体の数の減少についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

総務課長

総務課長(大黒泰三) 議案第七二号、佐世保地域広域市町村圏組合を組織する地方公共団体の数の減少についてご説 明 V

たします。 本議案は、一市十三町で構成いたしております佐世保地域広域市町村圏組合の構成自治体のうち、吉井町、 世 知 原町が: 佐

あります。 世保市と合併するため、平成十七年三月三十一日をもって同組合から脱退せしめることについて、議決をお願いするもので 一部事務組合を組織する地方公共団体の減に関する関係市 村の協議につきましては、 地方自治法第二百九十条により、

議会の議決が必要であるため、 提案いたすものであります。 町

議長(近藤一輝) これで提案理由の説明を終わります。 よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(近藤一輝) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(近藤一輝) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第七二号、 佐世保地域広域市町 村圏組合を組織する地方公共団体の数の減少についてを採決します。

おはかりします。

本件は、 原案のとおり決定することにご異議ありません か。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(近藤一輝) 異議なしと認めます。

可決されました。 したがって、議案第七二号、佐世保地域広域市町村圏組合を組織する地方公共団体の数の減少については、 原案のとおり

日程第五、議案第七三号、長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少とこれに伴う規約の変更についてを

本件について提案理由の説明を求めます。

議題とします。

総務課長(大黒泰三) 議案第七三号、長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少とこれに伴う規約 総 務 課 長 \mathcal{O}

変更についてご説明いたします。

十七年二月二十八日をもって廃止され、これらの町が長崎県市町村総合事務組合から脱退するものでございます。 本案は、平成十七年三月一日に諫早市が設置されることに伴い、多良見町、 森山町、 飯盛町、高来町及び小長井町 が平成

また、この配置分合に伴い、北高地区給食・衛生組合が解散されることから当組合から脱退するものであります。

するものでございます。 つきましては、地方自治法第二百九十条の規定に基づき、 地方公共団体の数の減少とこれに伴う規約の変更について提案

よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。

議長(近藤一輝) これで提案理由の説明を終わります。 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(近藤一輝) これで質疑を終わります。 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(近藤一輝) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第七三号、長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少とこれに伴う規約の変更につい

おはかりします。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(近藤一輝) 異議なしと認めます。

いては、原案のとおり可決されました。 したがって、議案第七三号、長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少とこれに伴う規約の変更に

変更についてを議題とします。 日程第六、議案第七四号、長崎県市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少とこれに伴う規約

本件について提案理由の説明を求めます。

総務課長(大黒泰三) 議案第七四号、長崎県市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少とこ

総

務課

長

れに伴う規約の変更についてご説明いたします。

月二十八日をもって長崎県市町村議会議員公務災害補償等組合から脱退することにより、 平成十七年三月一日に諫早市が設置されることに伴い、多良見町、 森山町、 飯盛町、 高来町及び小長井町が平成十七年二 組合規約の変更をする必要があり

つきましては、 組合の規約を変更する場合、 地方自治法第二百八十六条第一項の規定により、 構成市町村の議会の 、議決を

経て、県知事の許可を受けることとなっておりますので、地方自治法第二百九十条の規定により、ご提案申し上げました。 よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。

議長(近藤一輝) これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(近藤一輝) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(近藤一輝) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第七四号、 長崎県市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少とこれに伴う規

おはかりします。約の変更についてを採決します。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(近藤一輝) 異議なしと認めます。

したがって、議案第七四号、 長崎県市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少とこれに伴う

規約の変更については、原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

一休憩 午前 十時 九分-

本件について提案理由の説明を求めます。

議案第七五号、

総務課長

総務課長 議案第七五号、 小値賀町 過疎地 域自立促進計画策定につい てご説明い たします。

小値賀町過疎地域自立促進計画策定についてを議題とします。

施 されたました過疎地域自 てきており、 は
京地域に対して過疎地域対策緊急措置法 過疎地域住民の生活の基盤である公共施設等の整備は着実に進んできております。 立促進特別措置法に基づき、 過疎地域振興特別措置法、 国• 県 • 市町村が一体となって総合的か 過疎地域活性化特別措置法及び平成十二 つ計画的 な過疎対 策 年に 事 を実 制 定

基盤にも大きな格差が残されているなど、 かしながら、 過疎地域におきましては、 現在もなお厳しい状況が続いております。 少子高齢化の進行と人口の流出が続いてい るほか、 地域の 産業が停 滞 生

が必要となってきております。 を取り巻く行財政環境は大きく変化している中で、 そのような中で、 対流の促進 引き続き総合的かつ計画的な施策を講じる必要がありますが、市町村合併、三位一体の改革など市 少子化対策、 住民参加による地域経営等、 特に、 産業振興の強化、 地域の特性に応じた施策の積極的、 情報通信基盤の整備と活用、 重点的 都市と農 な展開を図ること 山 漁 村 \mathcal{O} 村

現行の自立促進法は、 従来の法律と同様に十年間の現時法であり、 平成二十一年度末をもって失効いたします。

た確かな歩みを進める計画づくりが重要であります。 れておりますが、 平成十七年三月三十一日までの五ヶ年 今後、 平成十七年四月から始まる五ヶ年の後期過疎地域自立促進計画につきましても、 間を期限とする前期の過疎地域自立促進計 画に基づき、 各般の施策が 自 <u></u> を目 推 進 指 \bar{z}

成及び新規就業者の増加」、 今回 の計画策定にあたりましては、 進」、 祉 「次世代へ続くまちづくり担い手人材の整備」、「地域イントラを活用し高度情報化社会に向けた条件の が 体となって積極的なきめ細やかで高度なサー 「UIター ン者の定住や住民生活を高めるための生活環境の整備」、「国立公園 「自然と産業と人の調 和のとれた美しいまちづくり」をテーマに「活力ある産 ビスの実現」 六つを重 点施策として推進 おぢかを活 産業の かした 育

あります。

よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。 本案を、 過疎地域自立促進特別措置法第六条の規定に基づきましてご提案申し上げました。

議長(近藤一輝) これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

末永議員

されているんです。 ゆうとこで、十二年度に出した分の五番目に、 五番 (末永一朗) 水産の方でですね、 平成十二年九月に出した資料と、今度新しく出した五年計画の中に、 流通施設の整備、 漁協関連施設の整備ちゅうとが今度新しい 資料 主な問題 中 削

分かれて要望案が出されております。 懇談会の中で、小値賀町漁協更生へ向けての緊急かつ重点的な施策の要望案というものが出されております。一~ 聞くところによると、この港の方が整備されたから削除したように聞いておりますが、この前、 町長と漁協の役員さんと 兀 辺項目に

でも、なんか行政が取り入れてくれるかくれないんじゃなかろうかっちいうな不安があるわけですね いと思っておるんですが、これを削除したっちことになれば、 こういうなことを含めてですね、この五番目の、 だからやっぱり入れてもらいたいっち思っておりますが、よろしくお願いします。 流通施設の整備とかなんとかはやっぱり今度計画の中に入れてもらいた 何か不安に、この五年間の中にこういう事業をやりたいこと

議長(近藤一輝) 水産商工課長

水産商工課長(筒井英敏) お答えいたします。語力(発展)

やられました漁協の方の政策・要望ですけども、 っておりますけども、 ここの自立促進計画に載せておりますのは、水産振興協議会の中でもご相談申し上げたり、それから度々漁協 案が私たちの方には正式には上がってきてなかったと。ただ、この中の一点の、 ておりましたけども、 その中での要望等も考慮しながら計画の方に上げておりますけども、 その他の要望事項でございますけども、 それは町長と助役、それから私と伺いましたけども、 私たちが下るまでにその理事会の中で話し合いをし 黒島にある船揚場の件は当然お聞きいた 先ほど、末永議員さんがおっし その時点までにはこ の方にも下

この計画の中に上がってませんけども、振興計画の中でやっていきたいなというふうに思っております。 町長もお願いいたしておりますし、私たちも当然、 したか、その時点で出てきまして、詳細についてはまた昨日、町長も申し上げましたけども、話し合いをもつということで、 うことで、細かい数字も出てきておりませんし、こういう要望があることをご承知願いたいということが十二月の十四日で 漁協、 それから漁業者の活性化に繋がることであれば、 これから先、こ

議長(近藤一輝) 松永議員

六番 いないと。そして振興計画の中でっちいうことでございますけれども、やっぱりこうしたビジョン、計画ちゅうのは、この 『現況と問題点』の中に入れておいて詰めていかなければなりませんのでですね。 (松永勇治) 今、課長の説明ではですね、要望はされたけれども、まだ詰めがないので今回までにはここに上がって

これは何年に一回作るんですか? 五年ですか?

これには載せないで振興計画の中で考えていきますっちいうことじゃなくて、もう少し方法があるんじゃないですか? そうすると五年間は載らないっちゅうことでしょ。 そした場合にですね、これは今日議案として出しとるわけですから、

議長(近藤一輝) 町 長

町長(山田憲道) お答えいたします。

ェリーとその値賀漁丸のですね、どっちにするかということはまだ決まっておりません。 漁協の方がですね、 まだちょっと・・・。運搬船を今二隻おりますが、一隻にして結局はコンテナと活魚の方とですね、 フ

けを出してきて、 そういうことで、 それを今後協議しましょうという中で、今の段階では上げられなかったというのが実情でございます。 他の問題につきましても、ただ問題点が上がったと。そういうことで、 まだ漁協の理事会でも問題点だ

議長(近藤一輝) 末永議員

り入れてもらわないと五ヶ年の内にはやらないっちいうことにならんとですか? 五番 (末永一朗) 時間的に資料に間にやわんやったということは十分解かるんですけれどもですね、五ヶ年計画 の中に

議長(近藤一輝) 総務課長

総務課長(大黒泰三) この過疎計画でございますけど、 議会の方に今審議してもらっておりますけど、 県と今協議中でご

そしたら、 当然それは変更できるということでなっておりますので、 もし議 |会の中でいろんな問題点が出てきた場合どうなるのかっていうことで、 今後、 検討したいと思っております。 県の方に問 配い合わ せてて おります。

議長(近藤一輝) 末 永 員

五番 (末永一朗) そういうところで、よろしくお願いしときます。

ほかに質疑はありませんか。

伊

員

八番 現在、 (伊藤忠之) 畑総関係が終わりまして、 この過疎計画の中の、 かんがい施設及び堆肥センターの有効利用、 九頁の農業問題でちょっとお尋ねをしたい 並びに農業経営の安定を図るために営農類 と思います。

型等の確立を、担い手公社を中心に検討していくという項目があります。 その中で、現在行われている小値賀町の営農類型はどのような営農類型があるの か。 それと、 現在あるその営農類型を今

後五年間の内でどのように推進していくと思っておるのか、 お伺いをいたします。

議長(近藤一輝) 農 林 課 長

農林課長 (松本充司) お答えいたします。

業従事者の態様に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標として、 小値賀町の営農類型につきましては、平成十三年の八月に定められております「農業経営基盤強化促進法」に基づきま 小値賀町の農業経営の基盤の強化促進に関する基本的な構想において、農業の経営規模、 現に小値賀町、 生産方式、経営管理方法 並びに周 辺 市町村

それから施設野菜・露地野菜を組み合わせた営農類型、こういったものが十ございます。 展開されている優良事例を踏まえて、町における主な個別営農類型を定めております。 主なものとしましては、十の営農類型を定めておりまして、肉用牛専業、それから肉用牛と水稲を組み合わ

せた営農

クタールと。 例えば、 それから施設野菜・露地の組み合わせにおきましては、スイカ十アール、メロン秋作を十アール、 抑制トマトを十アール、それから半促成ナスを十アール、 肉用牛専業経営におきましては、経営規模が繁殖牛雌牛五十頭、それから経営面積で八へクタールというふうな 露地のブロッコリーを五十アール、 経営面 実エンドウを二十 積を一・五へ

こういった十の営農類型を定めているわけですけど、この促進計画に定めてます小値賀型の営農類型の確立ということに

確立を農業改良普及センター、農協、 せによるハウス栽培、 と実エンドウ、それから夏作のメロンと実エンドウ、それから実エンドウとゴーヤを組み合わせると。このような組み合わ て実エンドウを中心とした栽培が行われておりますけど、この実エンドウを主体とした営農類型ということで、 つきましては、 今の、 十の営農類型とまた町独自の営農類型ということで、小値賀町におきましては今施設野菜に 約四十アール規模で販売金額一千万。所得を六百万。このような規模を目安とするような営農類型の それから各生産部会一緒になって検討を進めております。 制 おきま メロ ン

推進していきたいというようなことで、ここに計画を上げさせていただいております。 更に、今後とも新しい担い手公社を中心とした施設野菜、 露地野菜のこういった作物を組み合わせた町 独自 |の営農 類

議長(近藤一輝) 伊藤 議員

八番 その中で一点私が非常に気になるのはですね、農地の集積とか、 (伊藤忠之) 現在、 小値賀町が行われてる農業のためにはしっかりとした計画で頑張 後継者問題。 これは農業委員会とも非常に関連が ってほしいと思い ま 深

じゃないかと思っております。

これからは農協、 員ともしっかり協力してやっていただきたいと思っております。 現在の農業委員会の活動を見てますと、私としてはあまり活動していないんではないかというような感じを受けますので、 並びに改良普及所、そして農業委員会を主体としてですね、 農業委員も現在十六名おりますので、

以上です。

議長(近藤一輝) 農業委員会事務局長

農業委員会事務局長

(福 田

お答えい

たします。

事業を実施いたしております。 名おりまして、その方々たちにですね、農地の集積をやっていきたいということで、平成十五年度から担い 農業委員会の活動につきましては、 十五年度は、 農林課と一緒になってやっておるところでございまして、認定農業者がただ今五 認定農業者の十七名の方に百五十二筆、二十二・四四ヘクター ルの農地 手農家農地集積 の集積

集積をやっておるわけでござます。この事業も十八年度まで継続事業でございまして、

たしております。

また、

十六年度につきましては、

認定農業者の九名の方、百二十七筆、十九・一

これからも農地の集積をやっ

兀

ヘクター

と思っております。

- 17 -

W

藏長(近藤一輝) ほかに質疑はありませんか。

横山議員

した内容だと私は思っております。 (横山弘蔵) 頁のですね、 医療施設の充実についてですけども、 前回のですね、 計画書からするとかなり充実

を図る。」。多分、看護師なんかをですね、言っていると思います。どういうですね、育成プランを持っているの 事務長の心意気を感じるんですけども、この中で、「医療従事者については町単独の育成プランを作成し、積極 的な確

老朽化によるその建て替えですね。大体見通しとしてどういうふうに考えているのかですね、その辺のところをお聞かせ下 立ち上げる必要がある。」と。診療所のですね、新築、建て替えのですね、計画は具体的ではまあないと思うんですけども、 それから、老朽化が進んで新しくですね、 「診療所を新築計画を進めるために、各分野において構成された検討委員会を

議長(近藤一輝) 診療所事務長

診療所事務長(吉元勝信) お答えいたします。

いうような、そういうようなことが一番ベストではないかというふうに考えております。 用の内容を変更いたしまして、そういったスタッフを多く育てようというような、そういうことを計画いたしております。 現在、 それで、その中で、できましたら放射線技師とか、そういう技師については地元で育成して地元に帰って来ていただくと 看護師についての奨学生補助という制度があるんですが、これをレントゲン技師とか各方面まで拡充して、更に運

し訳ありませんが、 それと、診療所の新設については、具体的な計画と言うか、そういうのはありませんが、そこら辺のプランについては 町長の方に代わらせていただきたいと思います。

議長(近藤一輝)町

町長(山田憲道) お答えいたします。

そういうことで後六年かいくらぐらいにはですね、建て替えをしなければならないんじゃないかと考えております。 今年で診療所が二十一年目を向えております。今、空調関係でいろいろですね、問題があっているわけでございますが

ただ、土地の、どこに建てるのか、どういう格好でするのかというのはですね、 またいろいろと皆さんと相談しながらで

ね、進めていきたいと。

小値賀までですね、上五島の医療圏の中に入るのか、これが今の段階では判っておりません。 それから、今、上五島で医療圏の統合ということで、 いろいろあっておりますが、そういう流れの中で、どういうふうに

そういうことで、どっちにしてでも多方面にですね、考えて計画をボチボチ立てたいと考えております。

議長(近藤一輝) ほかに質疑はありませんか。

三番(小辻隆治郎) ているが、用地の確保等問題点も多い。」という箇所なんですけども、今までの道路行政と言うかですね、私が見たところ、 十四頁の、最初の方、陸上交通ですね。「ふれあいのある街づくりのため、歩道整備等が必要となっ 小辻議員

道路が単に道路だけ造って、ふれあいのある、或いは島が賑あうような、そういう箇所がないんじゃないかと思います。 単に道路を造るだけじゃなくてですね、植栽を増やすとか、そういう方向性が果して町としては考えておるのか、その辺

についてのお答えをお願いします。

議長(近藤一輝) 町 長

町長(山田憲道) お答えいたします。

それに伴い、道路の側面なんかにですね、何の木を植えるとかいろいろはまだ決めてはおりませんが、植栽の方はですね 今後、小値賀町は『森の日』を決めて十ヶ年計画ぐらいで植栽をしようということでいたしております。

是非やりたいと思っております。

議長 (近藤一輝) ほかに質疑はありませんか。

四番 (浦 英明) 十三頁の、下から四行目ですかね。 『海の森造成事業』、 藻場増殖礁の三基というふうに書いてますけ

浦

議 員

ど、これは一基幾らするのかお尋ねしたいと。

こら辺りをお聞きしたいと思います。 るにアワビ・サザエだと思うんですけど、 それから、その下のまた下ですね。稚魚・稚貝放流事業というふうに魚種を書いてますけども、この中に稚貝、 これがないんですけども、これが入ってないのはどういうふうな理由なのか、そ

よろしくお願いします。

議長(近藤一輝) 水産商工 一課長

水産商工課長 (筒井英敏) お答えいたします。

で申しますと五百万、三基で五百万です。 1の森事業の件ですけども、これが三基となっておりますけども、 一基幾らかということでございますけども、 約事業費

方には上げておりません。 種苗センターの方で採卵、それから中間育成いたしまして、アワビの方は直接町の直轄事業でやっておりますので、ここの 培漁業の方の鯛・ヒラメの放流、 それから、もう一点の、 稚魚・稚貝の放流ですけども、 それから漁協が主体となっておりますイサキ等の放流事業でございまして、アワビの方は 事業として行っておりますのは、 町の方で申し上げれる ば、 五.

議長(近藤一輝) 浦 議員

四番 その見解をお願いします。 うことなんですけども、魚価経営の安定面から考えまして、やっぱり放流が必要ではなかろうかというふうに思いますけど、 浦 英明) この稚貝なんですけどね、先ほど課長の説明では、町が独自でやっているからこれには上げてないとい

水産商工課長(筒井英敏) 放流 **議長(近藤一輝)** 水産商工課長

当然放流もいたしておりまして、それの追跡調査等々も毎年やっております。 放流は当然やっておりまして、管理型と申したらよろしいかと思いますけども、 アワビの方は

小

辻

議員

議長(近藤一輝) ほかに質疑はありませんか。

等の 三番 (小辻隆治郎) |商工業者との連携を強化していく。」。 十一頁。対策の方でですね、一番下の方。 「観光客の受け入れ体制の整備を推進するため、 旅館業者

のご見解をお願いします。 旅館業も少し努力が必要じゃないかと考えておりますけども、 いろいろ話を聞くところによればですね、旅館業者についてのいろんな話も聞きます。 行政としてはどう対応するのか、対応していくのか、その辺 どうも小値賀の観光に関しては、

議長(近藤一輝) 水産商工課長

水産商工課長(筒井英敏) お答えいたします。

それから、 旅館業の方との対応でございますけども、私の方も旅館業の方とお話したりはいたしております。 観光協会の方でも旅館業の方とのお話し合いも勿論もっておりますけども、 その中に厳しい意見もございま

話する機会もございましたけども、 て対応が悪いとか愛想が悪いとか、それから一番の問題が便所の臭気、そのこともございまして、以前ツーリストの方とお その中でやはり先ほど申し上げました便所の臭気のことも言われたことがあります。

は十分お話し合いをもちたいと思っております。 お金のかかりますことですし、早急に直ぐ対応してもらえるかなという心配はありますけども、これから先も旅館業の方と く臭いもしませんし、衛生的になったということで、そちらの方面の取り組みも、 それで、今、水洗化になった旅館が小西旅館さんですか・・・。 私たちも小西旅館に行く機会がございますけども、まった お話し合いもしたいと思いますけども、

議長(近藤一輝) 小 辻 議 員

三番(小辻隆治郎) 旅館業との話し合いの継続はできるだけ進めてもらうようにひとつお願いします。

るんじゃないか。基準の緩和も必要じゃないかという声も聴かれます。 そいでですね、 旅館業とちょっと関係ありますけども、 交流センター、これについてもですね、 最近、 少し制約が強すぎ

それについてはどう思いますか。

議長(近藤一輝)教育次長

いろかかっておりまして、それを緩めたり締めたりということで、途中で改正されている経過もございます。 教育次長(西 浩三) 若者交流センターの件だと思いますので、委員会の方からお答えしますけども、 これは規制がい ろ

手続きが終わってから緩和するのが当然だというふうに考えておりますので、 それで、今、議員ご指摘のようなこともあろうかと思います。ただ決まりを決めておりますので、その決まりを改正する 関係者と協議をさせていただきたいと思い

礟長(近藤一輝) ほかに質疑はありませんか。

三番(小辻隆治郎) 十六頁、水道施設の件ですけども、 中村浄水場の件だと思います。

辻 議 員

い縮減できるか判りますか。 浄水方法を脱塩から急速ろ過に変更するとありますけれども、造水コストはこれによってどのくらい、何パーセントぐら

議長(近藤一輝) 建設課長

建設課長(中村敏章) お答えいたします。

分に変えた場合にコスト縮減は可能です。 この脱塩から急速ろ過に変更するということはちょっと制約がございまして、 約二百万程度コスト縮減できます。 野崎 のダムの水をですね、 脱塩使ってい る

制が緩和できたらこれに切り替えたいと考えております。約二百万程度のコスト縮減になります。 それにどうしても野崎の水をですね、今、ちょっと制約があって年間に八万トンしか使えませんけど、 それがです Ŕ 規

議長(近藤一輝) ほかに質疑はありませんか。

松永議員

六番 (松永勇治) 今後、 観光の振興を図らなければならないと思います。小値賀町はですね、

げていただきたいというふうに考えますが・・・。 ね。それと、属島もうちの場合はたくさんありますので、 たことがあると思うんですけど、本島に一つ目玉を、直ぐ船から降りてでもですね、行かれるような目玉的な観光施設です そうした場合ですね、今現在は野崎ワイルドパークが目玉でこれしかないんですけども、 野崎以外の属島の観光開発っちゅうことは、ひとつここに取り上 前、 末永議員かなんかが質問

議長(近藤一輝) 町 長

町長(山田憲道) お答えいたします。

それから今離島につきましては、無人島の体験ということで、大学生等から問い合わせがあっております。 私たちが今考えておりますのは、ターミナルの近くのあわび館を一応もう少し充実したいというふうに考えております。

から夜だきについては今漁協の方にですね、 体験でイサキの夜だきをですね、してもらえないかとか、いろいろあるわけでございますが、そのアクアラングとか、 そういうことで、観光客のニーズもですね、野崎の方がいいとか、漁業関係ではアクアラングを泳ぎたいとか、それから 話し合いをしてるところでございます。

議長(近藤一輝) 松永議員

六番 思います。 (松永勇治) 観光開発には大変お金が要ることで大変でしょうけれども、ひとつ知恵を絞ってやっていただきたいと

わけですけど、 されないじゃないかという話でもう非常に・・・。これは漁業者との関係がありますんで、私もどうにも言えずに帰って来る それとですね、 私たち同窓会でよりますとね、 つも・・・。 小値賀はほんとに帰りたいけれども、 「小値賀に来いよ。 行っても磯もさせられんし海にも漬かられないというふ 小値賀に来いよ。」って言うけれども、 行っても磯

磯場と言うか、そういうなものを備えていただければなというふうに考えます。 休みに来たときにはですね、そうした大きな獲物を採ろうとは思わないわけですから、 うな話をされますので、これは漁協とかいろいろな調整が難しいでしょうけれども、 どこかですね、一箇所、子どもでも夏 遊び場としてのですね、そういうな

議長(近藤一輝) 町 長

町長 長にいろいろ話しているところでございます。 とでいろいろありますけれども、今、船瀬のところの右側がですね、観光の人たちの磯場にできないかということを水産課 るのが、アワビは高いから一口アワビでもいいからどうかならないか。それから、やはり朝の味噌汁はアラカブだというこ (山田憲道) 松永議員さんの言われるとおりですね、東京・大阪・福岡の小値賀会では磯をさせろと。それと言わ

やないかと考えております。 それから、今、アワビの方は陸上施設の中間育成施設を作りながら五センチサイズのアワビをですね、 出せれ ば んじ

れを出せないかというような考えで、いろいろ考えておりますので・・・。 クを二つということで、今後そういうふうにですね、斑の種苗センターである程度大きくなるまでですね、中間育成してそ それから、アラカブの方につきましては、今、採卵までして中間育成をしているわけでございますが、今度四トンのタン

これは県人会の皆様から私への宿題ということでも言われておりますので、是非やりたいと思っております。

議長(近藤一輝) ほかに質疑はありませんか。

の中で今後のですね、 一番(加山雅徳) 十四頁ですが、情報通信の中のですね、イントラネット整備事業ということで上がっておりますが、 整備内容と何年ぐらいまでに完成されるのか、そこら辺の説明をお願いいたします。 そ

Щ

員

議長(近藤一輝) 総務課長

を他の形に使えないかということでいろいろ検討してみました。 総務課長 (大黒泰三) 現在、今、公共施設を光ファイバーで繋いでおります。 結構な情報網をもっておりますので、これ

だそういうところまでいっておりませんので、 ど、もの凄い事業費が要ります。それと、個人負担が結構でてくると思います。 それで、各家庭のお年寄りあたりに対して画面まで置いて緊急時のいろんな通報の仕方、そういうことを考えたんですけ 今後、 アンケート調査等、 地区の説明会等を開いて、どうしても必要とい それと、個人がそれだけ必要とするか、ま う

ことであれば進めていきたいと思います。

それで、これはとりあえず計画を上げておりますけど、事業的にはまだ何年にどうするっていうことは上げておりません。

議長(近藤一輝) 加山 議員

とっとでしょうか? す。そういう中で、 一番(加山雅徳) せめてもって公民館ぐらいまではですね、公共施設ということですから、公民館までは繋ぎこみは出来 今の総務課長の答弁の中で、 各家庭は経費が掛かるからなかなか難しいということは私も十分解 りま

でも画面を見れるというふうなところまで、 般質問でもちょっと質問しましたけど、町民の皆さんにある程度意見とか要望とか、その画面を見てですね、 それとですね、何年までに完成するか未定だということでございますが、出来ればこういう情報化時代ですから、 出来れば早急にしていただければなという気持ちでおります。 操作しきらん 私が

議長(近藤一輝) 総務課長 そこら辺の考えをお聞かせ下さい。

総務課長(大黒泰三) お答えします。

現在、公民館等にはタッチパネル式の分を置いております。

担がきた場合、それでも個人が納得するかっていう考え方があるわけです。 それで、今、住民に方になるべく使わせてあげたいという考え方はありますけど、これは月に三千円も四千円も個人に負

まだまだそういうところでは纏まっておりません。 たり置いて、今そのケーブルが空いた部分やったら早い速度で情報が伝わりますので、そういう考え方もあるわけですけど、 いかもまだわかりません。いっぺんに入るわけにもいけないし、そういうことで、産業あたりでも使えますし、 で、いろんなアプリケーションがありまして、防災関係から福祉関係から様々なものがありますので、どれから入ってい 各商店街あ

立石議

員

議長

(近藤一輝)

ほかに質疑はありませんか。

我々は存続をするために全力を傾けなければならないということが問題点ではないでしょうか ありませんか? (立石隆教) 就航率が悪いから就航率を上げましょういう段階ではなくて、今まさに廃止がなされようとしてる問題を 十四頁でございますけども、航空交通のところの『現況と問題点』。これは少し現実離れしてるんでは

のかっていうことが不思議でならないんですが、説明して下さい。 かと思うんですけども、 こういうものを国や県に出すのに、現実と違う、現実から離れている書き方で、 なぜこのような、『その対策』についてもそうですけど、 県の方はこれを見た時に笑うんじゃな 現時点においてこのようなものをあげる

議長 (近藤一輝) 空港管理事務所長

空港管理事務所長 (平野久之) お答えします。

ます。で、今、私は就航率を上げてなるべくお客さんに乗ってもらおうと思っているところです。 議員さんの言われるのもごもっともと思うんですが、あり方委員会では十七年度までに協議するということになっており

(近藤一輝) しばらく休憩します。

憩 午

再

開

前前 十 一 時 時

二十分

町 長

申し訳ございませんでした。

きたいと思います。

この文面は前とさほど変わっておりません。そういうことで、全面ですね、

町長

(山田憲道)

お答えいたします。

再開します。

議長 (近藤一輝) 立石議員

十番 おかしいなあと思うのであります。 策として観光の推進を上げていながら、そちらに対するですね、 方がもっている文化財とか、それから遺跡、そういうなものも十分に観光に使える要素をもっておりますが、ここに重点施 さだけでなくて、小値賀にとって非常に重要なポイントとして歴史の財産というのがあります。そういう意味では、うちの かした観光の推進」ということを重点施策として上げております。そのわりにはですね、 (立石隆教) 「重点施策として推進する。」という中に六つ書かれておりますが、 促進の施策というのがあまり見当たらないというのが少し 私は、 第三番目に 観光については自然の美し 「国立公園 [おぢ かを活

文面を現状に合った文章に変えさせていただ

てるところもございますが、そういうふうなものの整備こそ実はこの促進計画に上げられるものではないかというふうに 野崎にあります文化財の教会も一つのポイントでありますが、その教会の老朽化と言いますか、かなり壊 カ

というのがあってもいいのではないかと。それがないというのは少しおかしいと。 こともあってもいいだろうし、また他の遺跡等についてそれを保護し、それから観光に利用する、そうしたものの ば、これもどう変わるか判らないというものであれば、そうした文化財に対する保護の点からの促進計画に入れ込むという んですが、これとてですね、どのようになるか判らない。今後ですよ、その高校を含めた展開が新しく図られるとするなら っていうのがハード面ではかなりお金が掛かるということがあって、これ以外は上げないというふうにしたのかなあと思う ところも実は上げるべきではないのかなあということを思うんですが、この教育の振興の中では小学校と中学校の新築工事 この自立促進施策区分でいけば、『六の教育の振興』に入るのかなあと・・・。郷土教育の促進という観点から、 促進計

いはあります。 例えば、前方の方の発掘されたお墓ですね。そういうのなんか掘ったままそのまましてる。 あれでいいのかなあという思

伺っておきたいと思います。 うことも思ったりするんですが、その点、聊か抜けてるなあということを思うんですけども、抜い ものの展示、或いはそれをどう今後の観光に生かすかという、それについては結構ハード面の計画が必要ではないのかとい それから、今回、 海から引っ張り出された、発掘された六個の碇石なんか、うちでは十二個あるという、そういうふうな た理由があるのであれば、

議長(近藤一輝) 教育次長

教育次長 (西 文化財を担当しておりますので私の方からお答えをさせていただきますが・・・。

ういうふうに思います。 おっしゃるとおりですね、野崎の教会の老朽化とか進んでいるとは聞いております。それで、ここに漏 、ますけども、これ以外にもですね、総合計画とか振興計画がございますので、その分で対応させていただきたいと、そ れているわけでご

この計画に上がってないと過疎債が借りられないという事情がございます。 そういうことで、主にここに教育委員会関係で上げておりますのは、 ハード 面で特に過疎債充当ということについては

まして対応させていただきたいと、そういうふうに考えております。 それも過疎債に充当しないというふうな考えをもっておりまして、それは総合計画あたりとか振興計画でですね、 そういうことで、 学校の関連の事業だけ上げとるわけですけども、 他にも例えば図書館 の問題とかもございますけども、 取り上げ

しばらく休憩します。

午 前 十 一 時 時 一十六分

再

(近藤一 再開します。

ほかに質疑はありませ しんか。

長崎 ーズにできました。 島づくりを望みたいと思っております。そのために、この間十月の某日でございますけど、アメリカ人が夫婦で二人、私に としてここに載してありますけど、私の場合はこの本土小値賀の方にももっと交流人口を増やして素晴らしい ご鼻、柿の浜方面だと思っております。 (土川重佳) 小値賀町の過疎自立促進計画としてありますが、 (笑い声あり) あそこで会いまして、たまたま私が英語が通用したので、その時は道案内がスム 本町は野崎をメインに観光型、 土 Ш 議 員 典型的 な夏型シー 人が流る 通する ズン

増設も大変負担がかかっておる次第でございます。 すかね、あれらのもっと復旧作業をもっと日本語なり、今、当町にはいろいろと外国から観光客がみえてる次第でござい いことと思っております。 しかし、なんか知らんけど標識板が少し小さいんじゃないかと。そしてまた、 そしてもう一点。 それによって、 英語で書いたりとか、 九頁ですかね。農業の方で『キャトルステーション』の建設を計画しております。 ちゅうのは、農業の増頭運動に関して子牛が増頭ばっかりしても、 いろいろ試行錯誤をする計画も少し入れてほしいと私は思っております。 災害で倒れたりして案内先の標識と言 また農家に対しては牛舎等の 私もこれは素晴ら ま ま

に餌をやるより、 ます。しかし、 そこで、こうしたキャトルステーション建設をした場合に、子牛が四カ月でその施設に入れられるというシステムでござ やっぱりこの出荷前の子牛に餌を与えるのが楽しみだっち言う人が結構おります。 小値賀町の農家さんの大体考えを少し私も聞いておる次第でございます。 高齢者の話を聞きますと、

そのためにもこの 計 画は素晴らし いと私も思っておるんですけども、 今後一層、 実のある事業をやるためにはもう一 度生

ためになるのかということを、もう一度見解のほどをちょっとお願いします。 産者ともう一回この事業に対してですね、計画書を上げておりますけど、ほんとにこの事業をやって成功するの か、

議長(近藤一輝) 水産商工課長

水産商工課長 **(筒井英敏)** ご指摘ありがとうございます。

また、土川議員の流暢な英語が通じたということでおめでとうございます。

それから時々外国人の方も見ますけども、出来れば英語標記も一緒にした方がいいんじゃないかという提言も受けておりま まで行けますよと。 トホールであれば、矢印の先を青にして、その地図にも青で例えばポットホール、とにかく青を追って行けばポットホール どこにあるかということもなかなか判らないということで、観光推進隊の方が何回も何回も会議を重ねた中で、 と。それから浜津とか前方の表現でしてでも、私たちは判りますけども、島外から来られた方は柳がどこにあるか 所もありますし、ましては島外の方、それから外国の方が来られた場合、例えば、柳の標示でありますとなかなか判らな いうことにかかろうかと思いますけども、今の観光案内板が確かに私も見て廻っておりますけども、朽ちたりいたしておる 今、ご指摘のことは観光推進隊の方からの提言もございまして、十一頁の方に書いておりますけども、 それからさっき、ちょっと外国の方に触れましたけども、 日本語だけでは外国の方もジャイカとかの、 受入体 例えばポッ 前方が

あと十七年度町長とも相談しながら事業に向けて取り上げたいなというふうに思っております。

議長 (近藤一輝) 林 課 長

農林課長 (松本充司) お答えいたします。

キャトルステーションの問題で、キャトルステーショ ンの建設ついては効果はあるのかと。 要するに生産者と今後十分に

検討していただきたいというふうな話でありました。

きましては七十六戸ということで、この十年間で百九戸の飼養の牛離れが起きております。 ご存知のように小値賀町の肉用牛につきましては、平成六年度に百八十五戸の飼育農家がおりまして、十六年、今年にお

今年は八百六十七頭ということで、百三十四頭の減で八七%ということで、一・二頭飼い で、六年に対しますと四一%です。これに対しまして飼養頭数なんですけど、六年度は子牛も含めて千一頭あ \mathcal{O} 半飼い 0 が方々が 高齢 0 化 たも \mathcal{O} \mathcal{O} が

方 牛を手放しておられまして、 の規模 大が進んでいるというふうなことが原因であります。 飼養戸数が減ったわりには頭数があんまり減っていないということで、これは牛をもって

これ以上飼育戸数を減らさないというためには、こういったキャトルステーションの建設が必要じゃないかなというふうに の育成にかかる労力の軽減、ここら辺がかなり負担になっているというふうに考えられますので、これらの負担を軽減して、 れております。 、この七十六戸の牛を飼っている方々を少しでも長く、年とった方に牛を飼っていただくためには、 それなりの子牛

で話を和牛部会あたりと進めております。 も十分存じ上げておりますけども、こういった手立てをして飼養戸数をこれ以上減らさないようにしたいというふうなこと 先ほど、 飼育農家の皆さんの声を聞きますと、その愛情で子牛の出荷まで飼いたいというふうな声もあろうかということ

設じゃなくて小値賀町独自でこのキャトル けての今準備が進められておりますが、本町におきましては離島でありますので、 産部会におきまして管内全繁殖農家の方々にアンケート等もとっておりまして、農協管内でキャトルステーション建設に向 家の方で好まれて評価が高いというふうなことであります。佐世保農協管内におきましても、 管内におきましては、 普通の一般の牛よりも高値で取り引きされていると。これは、子牛が三カ月ぐらいから群飼いをされますので、 長崎県におきましてはご存知のように、 ステーションの 建設が出来ないかということで、 壱岐の方でこのキャトルステーションが 別途、 県北管内の一 現在話 県北地域農業振興協議会の畜 を進め 箇所というふうな 行わ ております。 れ て おりま 飼育農

議長(近藤一輝) ほかに質疑はありませんか。

議

員

ております。ただ私が言っているのは、 賀だけしかない島づくりに向けた場合にも良いことは率先してやるということで、 次に、農林課ですけど、 (土川重佳) ステーションは 観 光の案内板は少しお金は掛かると思っておりますけども、 私もキャトルステーションから出荷される子牛は少しやっぱり安定して高いということは解か 作ったは預ける人はいないということじゃまた、 農家が果して出来た時にみんながそこに預けるかなあっちいうとこが少し心配なん せっかくやった事業もどうかなあっちいう 小値賀町の存続、 取り組んでほしいと思っておりま 小 値賀 スのやっこ ぱ り、 0

だから今後、 やっぱり農家さんと農協さんと話を煮詰めてやっていくべきではなかろうかなあと私は思っております。 とこが懸念されるわけでございます。

議長 (近藤一 輝) 農 林 課

農林課長(松本充司) お答えいたします。 長

ただくように話を進めていきたいというふうに思っております。 和牛部会、農協と十分に協議をしまして、このキャトルステー ショ ンの目的を十分飼育農家の方々にですね、 解かってい

議長(近藤一輝) ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(近藤一輝) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

十番(立石隆教) 議長、 休憩動議をお願いします。

(近藤一輝) しばらく休憩します。

(近藤一

輝

再開します。

(立石隆教)

議

十番

(立石隆教) (近藤一輝)

立

石

議員長

修正動議を提出いたします。

(近藤一

輝)

しばらく休憩します。

再 休 開憩

三十八分 五十九分

午午 後前

一 十 時 時

再 休 開憩

午午

時 時

分 分

本案に対しては、 (近藤一輝) 立石隆教議員から、お手元に配りました修正の動議が提出されました。 再開します。

したがいまして、 (立石隆教) ご説明申し上げます。 これを本案とあわせて議題とし、 提出者の説明を求めます。

立石隆教議員

した協同利用施設を整備し生産性の向上を図る。 この項目に入れるということと、それから『その対策』 ではないのかというふうに思いますので、この四点に付け加えて、五として、 漁業者の生活向上、 培漁業の と問 業者の生産向 題 というところの中で、主な問題点が 四・後継者対策及び担い手育成事業の推進というふうに書かれておりますが、私は先ほど申し上げました、 上のため、水産業振興のため、本議案の自立促進計画の、十頁でございますが、その水産業のところで『 或いは水産業の振興のためには、 」という一文を入れることを提案をいたします。 四つ設けられております。 流通施設の整備、 の方でございますが、 漁協関連施設の整備というのは非常に重要な問題点 · 第五として、 「流通施設の整備、 漁場の基盤整備、 「水産物の高鮮度化及び老朽化 二•磯 漁協関連施設の整備 焼け対策、 どを

を申し上げたいと思います。 今後の小値賀町の水産業振興にとって重要な点だと思いますので、これを本自立促進計画の中に付け加えることをご提

更にもう一点でございますが、この自立促進計画の十四頁でござい います。

いる表現になっておりますので、この表現を現在の小値賀町の置かれた現況に近づけた表現に替えるべきだというふうに ますので、このようにこの航空交通の箇所を全て次の文章に置き替えるというもの その中の、 航空交通の問題でございますが、この航空交通の箇所の表現が現況の我々が置かれている状況と聊 であります。 カ 乖離

1

らは小値賀・福岡路線が運休となり、さらに小値賀・長崎路線も厳しい状況になっている。 路線だけではなく、 がら海上交通機関の発達の中で、航空路の利用状況は低下し、航空路線が保たれない状況になっている。平成十六年四月か う文章を差し替えるというものであります。 その文章は、 昭和六十年に離島振興のために本土との時間的距離の短縮化を目的として県営空港が開港した。 緊急時等の対応のための重要な役割を果たしており、 廃止となれば島民にとって死活問題である。 航空路線は、島民にとって生活 L か な

『その対策』の欄でございますが、それも次のように差し替えることをご提案をいたしたいと思います。

文章を読み上げます。

航空路線は町の活性化、 ・県等に極力支援を求める。 経済浮揚 の政策を考える上でなくてはならない 」という文章でございます。 もので、 航空路 線 \mathcal{O} 維 **心持存続** \mathcal{O} ために

の小 値賀町 \mathcal{O} 航空交通に関して現状をこのように表現を替えるということ、 対策に うい ては先ほど申 し上げ ました文

章に替えるということをご提案を申し上げたいと思います。

議長(近藤一輝) これで趣旨説明を終わります。 よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

こしいの気をとういうにとっ

ごれから質疑を行います。

質疑はありませんか。

「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(近藤一輝) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。これで質疑を終わります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)討論はありませんか。

議長(近藤一輝) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

この表決は、起立によって行います。

まず、議案第七五号、 小値賀町過疎地域自立促進計画策定についてに対する修正案について、 本修正案に賛成の方は起立

願います。

(賛成者起立)

議長(近藤一輝) 起立全員です。

したがって、修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について、修正議決した部分を除く部分については、原案のとおり決定する

ことに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(近藤一輝) 起立全員です。

したがって、議案第七五号、 したがって、修正議決した部分を除く部分は、 小値賀町過疎地域自立促進計画策定については、 原案のとおり可決されました。 原案のとおり可決されました。

日程第八、議案第七六号、平成十六年度小値賀町一般会計補正予算(第四号)を議題とします。

総務課長(大黒泰三) 本案について提案理由の説明を求めます。 議案第七六号、平成十六年度小値賀町一般会計補正予算(第四号)の提案理由をご説明いたします。 務

り戻し等でございます。 修委託金の増額補正、 この度の予算補正は、歳入では、地方交付税の追加計上、 県支出金で空港管理業務委託金の減額補正、 保育料の増額補正、 水産業関係で新規採択事業による増額補正、 国庫支出金で航空気象観測業務及び業務研 繰入金の繰

斑在地区公民館改修工事補助金等が主な内容でございます。 択による増額補正、斑小学校の便所水洗化工事の増額補正と小中学校の便所簡易水洗化工事の入札執行残による減額、また、 育所改修工事の補正、堆肥製造施設管理委託料の追加補正、下水道事業特別会計繰出金の追加計上、 歳出では、議員報酬の改定による減額補正、 特別職の給与改定に伴う減額補正、 光ケーブルの補修・移転経費の計 水産事業の県の補助採 上、

三十一億四千二百五十万円にするものでございます。 既定の第一条は、第一表「歳入歳出予算補正」に示しますとおり、歳入歳出それぞれ二千万円を増額し、 補正: 後 0) 総額

第二条「地方債の補正」は、漁場環境保全創造事業の入札執行による起債の限度額の変更でございます。

それでは、 補正予算事項別明細書の九頁より、補正予算の概要をご説明いたします。

歳入では、九款、一項・地方交付税を二千万円計上しております。

十二款・使用料及び手数料、 一項・使用料で八十八万六千円は保育料の追加計上になっております。

「額でございます。 十三款・国庫支出金、 三項・委託金で二十七万円は、 小値賀空港航空気象観測業務委託金と業務研修委託金の確定による

]款・県支出金、 二 項 県補助金で百九十一万七千円の増額は、 水産業費補助金で長崎県水産業振興奨励事業に係る新

決による増額と漁場環境保全創 による調査委 託 !金の変更、 小値賀空港管理業務秀全創造事業補助金の減 の減額でございます。 委託 金の減額を計上しております。 三項·委託· 金は、 目 総 務費委託 金 で 査

そのため今回、 十七款 ・繰入金、 、繰り戻すものでございます。 一項・基金繰入金二百五十万円の減額は、 当初、 振興基金を農業費に間違って充当しておりま

ております共運組などの電気料の負担分でござい 十九款·諸収: 入、四項・雑入で五十六万七千円の増額は、 、ます。 県道に係る光ケー ブル 移転の補償費と新ターミナルビルに入っ

項 • 町債で二十万円の減額は、 入札執行による起債の変更でございます。

次に歳出を説明い たします。

項・議会費二百十六万一千円の減額 は、 議 買報酬 \mathcal{O} 改定による減額と、 職員共済負担 金の変更に による減

修繕料は のすすが 施設維持管理委託 険なため 庁舎地下燃料タンクの定期点検委託料を計上しております。 から各項において同様に共済組合負担金の変更が出てきておりますの 二款・総務費、一 機の購入費でございます。 接続の経費を計上しております。十二節・役務費は、下水道配管後の合併浄化槽の汚泥汲取料の計上、十三節・委託 特別職の給与の 申告による個人町 塩 それと廃屋材を使って は、 入り、 のパ 撤去費を計上しております。 台風による光ケーブルの補修と県道拡張によるケーブルの移転、 イロット事業 別に焚き口を外に設けるため 料の減額と往復航空券購入補 改定による減額、共済組合負担金 項・総務管理費の四百五十九万一千円の増額は、 県民税還付金を計上し の追加計上でございまして、 二項・徴税費、 おりますので、 五.目 ・企画費の広告料 なかなか割ることが大変なもので、 の経費と、 ております。 目• 助金の追加補正でございます。 税務総務費で確定申告時の臨時職員の賃金を計上、 の率の変更による減額でございまして、これにつきましては、 現在、釜の焚ぐちが小屋の中にあります。製造している塩 製塩作業者を一人増やすため 三項・戸 四目・ は、「島の情報誌」 財産管理費は、 、籍基本台帳費で三万五千円の減 一 目 • で説明を省略させていただきます。 また保育所・幼稚園のインター 般管理費で会長報酬の 十目・ふるさと創生事業費で、 それ 掲載料の追加計上。七目・ 旧フェリー乗場のシェルター のまき割り機の購 の賃金、それに塩の容器代、 額 世 一目 入と、 帯 五. + 割 項 空港 ネ の不足による増 百九十 それと塩 ・ツト 賦課徴収費で 節 統 費 が 計調 ラベ 弧の中に 液腐蝕、 は 一万円 A 用 査 ル 照明 は D 危 \mathcal{O} S

L

0 計 更に 調 査総 ょ るも 務 費は県委託 \mathcal{O} でござい 金 ます。 \mathcal{O} 確 定 に ょ 6る各統 計 調 査 \mathcal{O} 組 み換えでござい 、ます。 二目 玉 土 調 査費 は、 地 籍 調 査 業

費の追 張り替え等の 上と、 加 • 民生費、 計上、 在宅福祉事業の十五年度分の実績による県費補助金 改修費を計上しておりま 需用費でインターネット接続料と下 項 社会福祉費四十八万八 千 白 水道切替工事分委託料で合併浄化槽管理 \mathcal{O} 増 額 は、 の返還金を計上しております。 三目 老人福 祉費でグ ル] プ _ ホ 0) 項 • 追] 加計 4 児童福: 建設 予 定 1 祉 費は保 1 地 \mathcal{O} 伐 育 所 の旅 金 \mathcal{O}

款 衛生費 項 保健衛生費で十万円の 減 額、 二項 清掃費で十一万一千円 \mathcal{O} 減額でござい 、ます。

費で、 負費の減額と補助事業採択による藻場増殖 補助金を計上しております。三項・水産業費六百十九万二千円の増額は、 \mathcal{O} 上でございま 腐蝕による取り替え、 五 款 水銀灯修理費を追加計上しておりま あ 農林水産業費、 わび種苗センター す。 二 項 • 兀 林業費で四十二万八千円の 項・農業費で三百十三万八千円の増額は、 目・畜産業費で家畜診療車 0 臨時雇賃金の追 す。 礁事業 加計 の計 上 先進地 増額 \mathcal{O} 上、 瑁額は、船舶借¹の重量税を計上、 マグロ 視察の旅費の計上でございます。 延縄漁業導入に係る補助金でございます。 上 三目・農業振興費で農村婦人の家の電気引込 上料、 五. 二目・水産業振興費で、 目 豊かな森づくり事業として植 農地費は堆 ·肥製造施 兀 目 設管理 入札執行残による工事 漁港管理費六十万円 運 樹祭など 三目 営委 託 水産施 開 \mathcal{O} 料 閉 追 基 は 設 請 \mathcal{O} 加

項 商 工費二十七万二千円は、 古路島 \mathcal{O} 山羊の 駆除に係る経費でござい 、ます。

道事業特別会計の ・ます。 工事業務委託 款 土木費、 移転に係る井戸 料でございます。三項・住宅費で三百八万五千円の減額は、 斑地区管理費の経費に係る繰出金を計上しております。一 項・土木管理費で八百三十五万五千円の増額は、 掘 削の経費を計上。 また、 交通 事故により軽 県道改良工事に伴い、 ダンプが使用不能になっ _ 項 • 上 ノ坂住宅と丘町 道路橋梁費六 小 住宅下 十九万八 たために 渕 地 区 -水道切 の井戸が県道 購 (千円減) 入費 替 を計 工 額 事分でござ は 敷きとな 下水

項 消 防費の二十三万一千円 は、 新 町 地 区 0 防 火用 水が老朽化により 使 用 不 能 のた め 取 り壊すものでござい

1

九

款 教育費、 項 教育総務費七十八万五 千円 \mathcal{O} 減 額 は 教育長の給与改定によるものと、 共 /済組 合負担 金 \mathcal{O} 率 \mathcal{O} 変更

公園の消防設備の不良箇所の修繕料と、 よる購入費の計上でございます。八項・保健体育費三十五万四千円増額は、 計上しております。 金を計上。三目・ 円の増額は、 下水道切り替えによる汚泥引抜料の追加計上と合併浄化槽管理委託 易水洗化工事費の によるものでございます。 一目・社会教育総務費で小値賀町文化連盟三十周年記念事業に係る補助金と、 総合センター費は、 計上でござい 六目・図書館費で、 二項・小値賀小学校費は、 、ます。 防 兀 グランドトイレの (火対象物の法律改正により新たに点検が必要となりましたので、 空調機器の修繕料の追加補正、 項・小値賀中学校費は、 入札執行残による減額をしております。三項・斑小学校費は便 し尿汲取 入札執行残 料の不足分を計 料を減額しております。 浄化槽管理委託料の不足分の計 体育指導員の費用弁償に係る旅費と、 による減額でございます。 上しております。 七項·社会教育費二百七 斑在地区公民館改修工事 上 六項・ 点検業務委託料を 図書購: 幼 稚 総合運 入 袁 、寄付に の補 万九 所 費は、 0 助

十三款、一項・予備費を七十二万二千円を減額しております。

以上で、 よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。 平成十六年度小値賀町一般会計補正予算 (第四号) に係る補 正予算の概要を説 崩い たしました。

議長(近藤一輝) これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第一表『歳入歳出予算補正』につい て、 歳入から順番に款を追ってご質疑願います。

第九款・地方交付税

「質疑なし」と呼ぶ者あり)

隆長(近藤一輝) 第十二款・使用料及び手数料

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(近藤一輝) 第十三款・国庫支出金

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

『長(近藤一輝) 第十四款・県 支 出 金

中であったかと思うんですけども、 (松永勇治) 新規に長崎県水産業振興奨励事業補助金と二百五十万が上がっておりますが、 聞き逃しましたの で内・ 容の 説明を お願 1 たします。どの事業に充当する補助 先ほど提案理由 金なの 0 説 朝の か。

議

議長 (近藤一 輝) 水産商 工課長

水産商工課長 (筒井英敏) お答えいたします。

水産業振興費の中ですけども、これが網囲いで母藻を育てるということでございますけども、これが県の方の事業で認め

議長 られまして今回計上させていただいております。 (近藤一輝) ほかに質疑はありませんか。

「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(近藤一輝) 第十七款· 繰 入 金

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長

(近藤一輝) 第十九款·

諸

収

入

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(近藤一輝) (「質疑なし」と呼ぶ者あり)

第二十款·

町

債

議長 (近藤一輝) 歳出に移ります。

第一款・議 会 費

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長 (近藤一輝) 第二款・総 務

費

六番

るようですけれども、 (松永勇治) 般管理費、 協議会がなくなったんでしょうか? 十九節・負担 金、 補助及び交付金の、 県北町村行政協議会負担金がこれ全額減額されてい

松 永 議 員

議長 (近藤一輝) 務 課長

総務課長 (大黒泰三) お答えします。

県北町村行政協議会が十五年度で解散いたしておりまして、今年の九月ですかね、 解散しております。

それで、その分の負担金を全額落としております。 十六年度分を・・・。

(近藤一輝) ほ かに質疑はありませんか。

「質疑なし」と呼ぶ者あ ŋ

議長 (近藤一 第三款・民 生

費

(「質疑なし」と呼ぶ者あ ŋ

議長 生

(「質疑なし」と呼ぶ者あり) (近藤一輝) 第四款・衛 費

議長 (近藤一輝) 第五款・農林水産

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長 (近藤一輝) 第六款・商

工

費

議長 (「質疑なし」と呼ぶ者あり) (近藤一輝) 第七款・土 木

費

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長 (近藤一輝) 第八款 · 消 防 費

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長 六番 (近藤一輝) 第九款・教 育 費

(松永勇治) 第二項の小値賀小学校費、 それから第四 項 \mathcal{O} 小値賀中学校費 \hat{O} 中で 0) 松 工事請負費ですが、 永 議 員 当初と入札差

そして中学校の場合は予定額の五二%と、

非常に差金が出ているわけ

~

金が非常に多いようでございます。

それで、入札予定額の小学校の場合六九%程度、

何か工事の変更があったのか内容の説明をお願いいたします。

議長 (近藤一輝) 建 設 課 長

すが、

建設課長 (中村敏章) お答えいたします。

方で勘違いされてしておりました。それで実際、 安く仕上がっております。 当初、 設計の段階におきましてですね、 軸組みで設計していたんですけど、 現場の方はですね、 軸組みじゃなくて枠組みだったもんですから、 見積りの段階では軸組みじゃなくて枠組みの その 分

- 38 -

(近藤一 輝) 松 永 議 員

六番 (松永勇治) 土木工事の用語をよく知らないんですが、 『軸組み』と『枠組み』とはどういうふうなことでしょうか

議長 (近藤一輝) 建 設 課 長

建設課長(中村敏章) 失礼しました。

窓枠とかですね。 軸組みと言うとはですね、構造部分に係るものでございます。 柱とか梁、桁ちゅうのは構造部材に入ります。 枠組みと言うとは構造的なものでない部分です。 つまり、

議長(近藤一輝) ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長 (近藤一輝) 第十三款・ 予 備

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長 (近藤一輝)

これから歳入歳出全般について、ご質疑願います。

松 永 議 員

六番 (松永勇治) 先ほど聞き漏らしましたので、聞かせていただきます。

のですね、事業費を教えていただきたいと思います。 文化活用支援事業、製塩作り事業などいろいろとこの中に入っとるわけですけれども、 円になりますけれども、 総務管理費のですね、第十目でふるさと創生事業費がですね、今回百九十一万補正しますと、 創生事業の中にはですね、まちづくり担い手育成基金施行規則に規定する事業とかですね、 各創生事業として組んでいる事業別 総額が二千百九十六万二千 郷土食

議長 (近藤一輝) 務 課 長

総務課長(大黒泰三) 今、 松永議員の質問ですけど、 補正後の数字に対する各事業別の内訳でございますか?

ちょっと手元に資料がございませんので、 後ほど報告いたします。

(近藤一輝) しばらく休憩します。

議長

(近藤

輝

再開

L

じます。

再 開

憩

三十

-四分

後 時 時 四十六分

長

総 課

総務課長 (大黒泰三) 松永議員の質問を保留しておりましたので、 お答えいたします。

二千百九十六万二千円でございます。 百二十六万八千円、なんでも探検隊の関係ですけど二十四万四千円、 まちづくり担い手事業で一千六十万円、 エコミュージアム事業で百五十万円、 結婚祝金五十万円、 研修補助金で五十万円、 定住奨励金三十五万円、 製塩工場 合わせて で八

議長 ほかに質疑はありません

八番 (伊藤忠之) 農林水産業費で二項・林業費でですね、 大変補助金額が少ないんですけども、 伊 藤 議 員 小値賀町豊かな森づくり

議長 (近藤一輝) 林 課 長 事業補助金の内容の説明をお願いします。

農林課長 (松本充司) お答えいたします。

いたしております。 めに、町長も午前中申し上げましたけど、森づくり事業の 与するために森林や緑の効用、 小値賀町豊かな森づくり事業補助金ですが、これにつきましては緑とのふれあい その重要性を充分に認識し、 運動を本年度から年次計画で展開していこうというふうに計 町民の愛林思想を育み、 の多 町民に緑の大切さを理解してもらうた 健康で豊かな町民生活 \mathcal{O} 創 出

予定にいたしております。 アール、ここに松は勿論ですけども、 にお願いしたいと思ってるわけですけど、 会を作っていただいて、後援には町、 この事業主体につきましては、漁協の小発動連合会、 それから教育委員会、土地改良区、老人クラブ、学校の小・中・高、そういったもの マテバシ、ウバメガシ、クヌギ、それからニセアカシア、こういった樹木を植栽する 本年度はこの事業におきまして木場、 それから農協青年部等におきまして、 赤浜公園付近なんですけど、 豊かな森づくり事業実行委員 面積で約二十

ただきましたので、 たかったんですけど、県の方にですね、こういったものにつきまして何か補助金はないかということで伺っておりましたが、 時期的には二月末から三月頃の予定で、事業費で二十八万九千円と上げておりますけども、 県の緑化推進協議会の『緑の募金』、この募金でこの事業を支援しますよというふうなことで県の方から回答をい 今回補正に上げさせていただいております。 これもっと早く事業を計画

来年以降 もですね、 来年は斑の灯台付近にこういった植林を、 あ わせて殿崎の基幹農道 それから大浦 の農道

というふうに考えております。 こういったものの道路の脇にですね、 桜並木、こういったものもこの豊かな森づくり事業で年次計画で取り組んで行きたい

議長 (近藤一輝) ほかに質疑はありませんか。

六番 (松永勇治) 先ほど、 総務課長からお答えいただきましたその事業費の中でですね、 松 永 製塩事業が八百二十六万八千円 議 員

ということでございます。

でしょうか。 それで、支出についてはずっと補正されておりますけれども、収入の方は、売上げの方はどういうなあれになっているん

議長(近藤一輝) 総 務 課 長

総務課長(大黒泰三) お答えします。

今、塩を作っている段階でございます。それで、 まだ製品の段階までいっておりませんので、 収入についてはまだ上が

てきません。

議長 (近藤一輝) ほかに質疑はありませんか。

(横山弘蔵) 三目・観光費のですね、七節、ヤマヒツジ駆除関連資金ですかね。

あ、ヤマヒツジじゃない。ヤマヤギ・・・。 すいません。もとい、ヒツジのですね・・・。 あ、ヤギ?

山羊のですね、駆除関連賃金、これは町長の冒頭のあいさつにもあったと思うんですけども、駆除をするからにはかなり

害が出てると思うんですけども、何匹ぐらいのあれですかね、 説明をお願いしたいと思います。

しばらく休憩します。

憩

再

開

後 時 時 五十六分 五十六分

水産商工 一課長

って見てるのは二十三頭ですけども、それよりか多いかなというふうに思っております。 水産商工課長(筒井英敏) 今度やるところの頭数は、二十から三十頭前後であろうかと思います。 確実に私たちが二回行

議長 (近藤一 輝) ほかに質疑はありませんか。 議長

(近藤

(二輝)

再開します。

岩 坪 議 員

横

Щ

議

員

(笑い声あり)

して順調に生産が 行 ごくも 五. 款 \mathcal{O} 0 か、 項の五目 その 説明をお願 [•農地 費で委託料コ 1 じます。 百 +方。 堆 肥 造施 設。 これ \mathcal{O} 説 朔 今後の この 堆

議長(近藤一輝)農林課長

農林課長(松本充司) お答えいたします。

計画 うことで、 堆肥製造施設の委託料の三百十万の追加補正 で土 地改良区 販売量で年間に六百六十ト の方で維持管理を行 ン、 っておりますが、 販売額で三百二十万円程度を予定いたしておりました。 ですけども、 土地改良区の維 堆肥販売に 持管理 つきましては平成十六年度の年度当初 \mathcal{O} 経費の中では堆 肥 販売は年 ・度当初からと から 販 ※売する

十日 ものであります。 日までの現在で、 これだけ収入が上がるんですよというふうなPRも十分でなかったというようなことによりまして、八月十日から十二月六 肥が製品を見なければ品質が判らないということで、 合わなかったということで、 しかしながらご存知のように、水分含量が高くて戻し堆肥の製造に時間がかかったということで、供用開 ため から約四ヶ月ほどずれ込んで供用開始しております。このために、 土地改良区で運用をしております堆肥製造施設の維持管理費が不足したということで、 四ヶ月間で販売量は百二十五トンということで、 利用者が島外からこの堆肥を購入したというふうな経緯がございます。 利用者の疑問ももたれたと。 予定量の三割程度というふうになってしまい 各この堆肥の利用者の農家の それと、 堆肥利用の効果、 しか 補正をさせていただく が方で春 作 始 を今年 の作 堆肥を使えば 来上 、まし 一付に間 月

な提言もいただきましたので、十二月末におきましては来年一年間、 二月に必 りますけども、 組合長会議というの それから今後の予定ですけども、 行われます。 議会の中でも利用 要なものもあるということで、 くら いろいろと農家によって異なってきます。 0) この営農組合長会議に十七年度のですね、 が開催されまして、 量 が要るかということを把握 販売促進につい やっと年間を通じて安定的に供給出 その 十七年度の年間の肥料の予約とか、それから農薬の予約、 て協議をい 運営協議会の中で、 して供給するようにしたいというふうに考えております。 ただいておりますけども、 その農家が何を作るかによって堆肥が一月に必要なも 堆肥利用の計画について調査をしたいというふうに考えてお 個別に月毎の堆 十七年度の一 来る体制が整ってきましたので、 その中でおきましても実は 肥 月から十二月まで月別にですね、 の利用計画をとったらどうかというふう そういったも 堆 肥製造 十二月 0) 0) 末 施 取 設管 りま

討がなされておりますので、こういったものでも利用促進、 約十へクタールほど栽培されておりますが、この実エンドウもエコファーマーの認定を受けようということで、 満たして初めてエコファーマーの認定を受けるわけでありますので、この協議会におきましても実は小値賀で実エンドウが からいただいております。これは十アール当り堆肥を五十トン以上入れなさいというふうな決まりがあって、それを基準量 から、 度々、 今小値賀町におきましてアスパラガス生産者が五名おられますけど、この方々がエコファーマー 環境保全型農業推進協議会におきましてエコファーマー、 販売促進を図っていきたいというふうに考えております。 自然循環型の農業というふうな話 いろいろ検 \mathcal{O} って

ベントとか、それから町内の商店にも堆肥を袋詰め置いていただきまして販売促進を図っていきたいと。 におきましても今年は販売をしまして三百四袋、十五キロ入りでですね、三百四袋の販売が出来ましたので、こういったイ それから、家庭菜園で自家消費の野菜を作ってる方々にもチラシ等を配布して利用を呼びかけたいと。それから産業祭り

ということで、 ふうに考えております。 「こういう堆肥が出来たんですけど、買ってもらえんでしょうか。」ということで見てもらいまして、非常に好評であった 更にはこの間、 島内で余った分については宇久とか上五島、そういった所にも営業をして販売促進を図っていきたいという 宇久島にも行ってきまして、 見本を持って行きまして、中を見ていただきまして農家の方々にです

議長(近藤一輝) ほかに質疑はありませんか。

五番 (末永一朗) 十七頁の、五款の、 農林水産業費の マグロ 延縄のことで・・・。

末

永議

員

実績なんか聞いていませんか? 水揚げ実績?

礟長(近藤一輝) 水産商工課長

ておりません。事 水産商工課長(筒井英敏) ず業が済 んでからの実績になろうかと思います。 この事業がまだ行っておりませんの これから七回取り組むわけですけども、

議長(近藤一輝) ほかに質疑はありませんか。

具がこもなって小ぶりの ですね、前のことですけど一日に百万ぐらい水揚げがあったと。そして一本で八十キロあるマグロも揚げたと。 (末永一朗) これはヨコワ釣りに対馬に行って研修を受けたそうですが、 もんを狙っているっちゅうなことを聞いております。 対馬に行った人から個 人的 に聞い 今は

末永

議員

っちゅうことに取り組んでいるようでございます。 やはり小発動連合会も今までの商売じゃとてもやっぱり水揚げの上がらんっちゅうことで、こういう新しい漁法でやろか

ことなれば要望しているようでございますので、これからもひとつ行政の方がですね、力になってやっていただけるように とか漁法とかいろいろと載っております。こういうことをやっぱり連合会の方も抜粋して検討して「あ~よか。」っちゅう そしてまた商工課長も知っているとおり、財団法人から『漁村』 が発行されております。毎月・・・。こん中に新しい道具

議長(近藤一輝) ほかに質疑はありませんか。

よろしくお願いします。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(近藤一輝) 質疑なしと認めます。

次に、第二表『地方債補正』についてご質疑願います。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(近藤一輝) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。

(「反対討論なし」と呼ぶ者あり)

次に、本案に賛成者の発言を許します。 反対討論なしと認めます。

(「賛成討論なし」と呼ぶ者あり)

長(近藤一輝) 賛成討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第七六号、平成十六年度小値賀町 般会計補正予算 (第四号) を採決します。

この表決は、起立によって行います。

います。 議案第七六号、 平成十六年度小値賀町一 般会計補正予算 (第四号) は、 原案のとおり決定することに賛成の方は、 起立 願

(賛成者起立)

議長(近藤一輝) 起立全員です。

しばらく休憩します。 したがって、議案第七六号、平成十六年度小値賀町一般会計補正予算 (第四号) は、 原案のとおり可決されました。

休 再

午

後

時 時

十八分

開 憩

議長 (近藤 再開します。

日程第九、議案第七七号、平成十六年度小値賀町下水道事業特別会計補正予算(第二号)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

いたします。 建設課長 (中村敏章) 議案第七七号、平成十六年度小値賀町下水道事業特別会計補正予算(第二号)の提案理由をご説明

建

設 課

長

主なものでございます。 予算総額を五億二千二百二十八万一千円とするものでございます。今回の補正は、 この度の補正は、「第一表歳入歳出予算補正」に示しますとおり、既定の歳入歳出予算にそれぞれ六百四十万円を追加 斑地区の下水道計画に係る経費の 計 上が

それでは、補正予算の内容を説明書の事項別明細書により、七頁・歳入よりご説明いたします。

急整備基本計画の策定に係る補助金の計上でございます。 三款、一項・県補助金、百八十万円の増額は、漁港漁村総合整備事業補助金でございますが、斑地区の漁業集落下水道緊

一項、 一目・一般会計繰入金を四百六十万円追加補正し、 補正後の一般会計繰入金を八千四百九十万円としており

歳出では、一款・総務費、 項·総務管理費、 目 • 般管理費では、 通水式関係予算の減額補正が主なものございます。

三目・ 費の補正後の総額を二千八百六十二万五千円としております。 道管理費の追加補 漁 几 朱集落排-目 農業集落排水管理費の追加補正 正は、 中継ポンプ未計上分及び浄化センター不足分の電気料の計上でございます。一款、一項・ 追加ない 深補正は、 斑地区海 区漁業集落排水事業に伴う、基本計画策定に係る経費五百万円の計上でござ 前方地区クリーンセンターの汚泥引抜料でございます。 五目・ 公共下水 総務管理

設計が生じたことによるものでございます。 の追加補正でございます。十三節・委託料の追加補正 借料を二十二万五千円追加しております。三目、 一項・施設整備費 の補正は、 補助対象事務費の、十一節・ 九節・旅費の追加補正 は、 船瀬、 中村地区の管路の見直しにより、 需用費を二十二万五千円減額し、十四節 は、 本年度事業において予算の繰 マンホ] 越しが生じるため ルポンプの修正 使用料及び賃

二十八万一千円といたしました。 四款、 一項、一目・予備費を四万八千円増 額 Ĺ 補 正 一後の 小 値 賀町 下 水道事業特別会計歲入歲出予算総額 を五億二千二百

以上、提案理由のご説明をいたしました。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長 これから質疑を行います。 (近藤一輝) これで提案理由の説明を終わります。

第三款・県

第一表 『歳入歳出予算補正』につい て、 歳 入か 5 順番に款を追ってご質疑願 います。

支 出 金

「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(近藤一輝) 第四款・繰 入

金

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

歳出に移ります。

務

一款・総

(立石隆教) 三貝 十三節・委託料のところでお伺いをいたします。

地区の 漁業集落排水事 業の基本計画策定についての補正でございますけれども、こういう小 値賀町にとって厳 11 財 政

<u>\f\</u> 石

議

員

なってきた中で、 いても集落排 水の事業を進めてよいもの 当初の計画の中に当然斑地区も予定をされていたことは承知をしておりますが、 かどうか聊か私も不安になるところであ ります。 果してこの ま 地 X.

同意としてとっているのかどうか、そこら辺のところをお伺いをしておきます。 る説明と、それから斑地区の住民の皆さんの同意というのはどこら辺まで、何パー と、進めてよいものかどうかということをちょっと疑問になるんですが、斑地区においての説明と、そのような可 が出るという可能性のあることを指しておりますが、そういうふうなことも考えるとですね、果してこれ 個人の家の負担になるかと。負担と言うのは金銭的な負担ではありません。工事が行われることによっていろいろと問題 れてですね、自分の所のお風呂場のですね、 そういう所に、 事、町が担当するべき公共の管渠工事等についてですね、かなり岩盤がある所、或いは寧ろ浦町みたいに埋め立ててい で、斑地区はまさに非常に密集している所でありまして、そういう所に管渠工事を行うということについては、 特殊な地盤の上に建った所においての工事は、 笛吹の方で行われている下水道工事でも耳にすることでございますが、 タイルにヒビが入ったとかですね、そういうふうな状況が 例えば、岩の出ている所においては即自分の セントそういうところがしっかりとして 非常に 建て込 出 でよいもの 7 屋根 んだ おります。 所 下を掘 かな 0 、る所、 配 なあ 点

議長(近藤一輝) 建設課長

建設課長(中村敏章) お答えいたします。

のですから、 斑地区につきましてはですね、アンケート調査を実施しまして、その結果、接続するという人の その調査結果の報告を兼ねてですね、 もう一度説明会を開催いたしました。 割合が三割

した。そういった所はですね、 もってですね、陳情書みたいなものでですね、うちの方に持って来られました。 ック入ったりしてる箇所がありました。そこはですね、 それとご質問の、 その時に八割以 うやつで割るんですけど、 上の接続同意がないと事 岩盤によりタイル等のヒビが発生するという件ですけど、確かにですね、公共下水でもタイル等がクラ 業者にやり直すようにですね、 それでやったらですね、クラックは発生しないんですけ 業実施は出来ませんということでお話 実際うちの設計ではですね、 指示は出しております。 その割合ですけど、八割は超えており 1 たしましたところですね、 静的破砕材とか、 ど、 実際はユンボで施工しておりま 人力掘削、 後 パッカ

斑 地区 においてもですね、 静的破砕材とか人力掘削 によるパッカーで割るんですけど、 その場合はですね

家に影響はもう殆んど無いと思っております。

議長(近藤一輝) ほかに質疑はありませんか。

立石議員

とを提示すべきではないか。そのことの選択性を出すことの方が町として下水道の整備をする上 十番 いかということも考えるべきではないかと思うんですが、その点については検討なされたか に正しい情報を伝えた上での事であったのか。仮に三割の方々が望むんであれば、三割の方々が出来る方法もあるというこ かということは私はちょっと疑問視します。三割の方々が下水道を望むが故にあとの方々の説得を行った、 (立石隆教) 最初のアンケートが三割だったということと、その後八割になったということは、 で安上がりになるのではな その 間に それが本当 何 が起

報を理解した上でそう変わったのかどうかということについては、どのように捉えておられるか。 所謂、 三割から八割に変わった内容について、 住民の意識がなぜそう変わったのかということについ て、 はっきりよく情

私は非常にこの問題については慎重であるべきだと思っておりますので、 お答えをしていただきたいと思います。

議長(近藤一輝) 建設課長

建設課長 (中村敏章) 下水道工事につきましては全町整備計画で上げております。

がですね・・・。そういう感覚が斑の地区の人たちにあったんだろうと考えております。 の設置ということでお話したわけなんです。そうしたらですね、 ですから、 斑の三割程度でも下水道はしないわけにはいけませんので、その場合は集合型じゃなくてですね、 今の機会を逃したらちょっともう出来ないと。 下水道

でございます。ですから、 らうように考えております。 それで、自書署名、 捺印してですね、八割の方が賛同しておられました。これは三年以内に下水道に接続するという同 計画策定する段階におきましてはですね、これ必ず必要となりますので、 『確約書』 を出しても 意

議長(近藤一輝) 立石議員

十番 やってよかったなあと思うようなことにならなければなりません。 は当然住民の望むことでありますから・・・。 を考えていただきたい。 (立石隆教) 最初に前方地区をやったときも八割以上の『確約書』をもらって始めました。 果してそれ以上になったのかどうか。 しかし、 財政的な問題もあるということを考えれば、 斑においても本当の そういうことをちゃんと解かった上でやらない 意味で接続するということであ 本当にそれが高い確率で なのに、 現段階 0 接続

も文句を言えないでいる人たちも要る。 れて今、上下町辺りでも狭い所を通して、 の二の舞になってはいけないという思いも実はもっておりますので、その点のところを、 あの狭い道に通していくんですね。おっしゃるようなそういう工法であればいいんでしょうが、 しかもそれでですね、屋根が緩んだりですね、そういうふうな状況になっても 基本的にもう一度ですね、 実際上行わ

うふうにしている業者もありますが、そんなことまったくしないで、やって、いろいろ個人的に文句を言ってもですね、 れでもやるかというようなぐらいのことを言ってもいいのではないかと。 らん顔というところもあるということでございますので、そういうふうなこともですね、ちゃんと事前に説明して、 業者によっては事前に写真を撮っておいてその写真の状況と変わった場合においてはちゃんと手立てをしましょうと 私はそ

確認をしておきます。 以上の「やる」と言っている人たちが本当に接続してくれるものであるというふうに思っておられるのかどうか、もう一度 やれるレベルなのか。そこら辺のところも考えなければいけませんので、 かなければズルズルズルとお金が必要になってくると。 これは大変なお金が掛かりますからね。そういうふうなことで基本策定の時期に、私はこの問題はしっかりと押さえてお 我々の今の財政ご承知だと思います。 しつこいようですが、その辺についての、 本当にやれる問題なの 八〇% か。

議長(近藤一輝) 建設課長

建設課長(中村敏章) お答えいたします。

かどうか確認をとりたいと考えております。 基本計画の策定の段階においてですね、もう一度、 八割の方じゃなくて、 斑地区の方全員にですね、 本当に下水道が要る

議長(近藤一輝) ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

怪長(近藤一輝) 第二款・施設整備費

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(近藤一輝) 第四款・予 備 費

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(近藤一輝) これから歳入歳出全般について、ご質疑願います。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(近藤一輝) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「討論なし」と呼ぶ者も

でででである。 対論ないなるのでで、「対論なし」と呼ぶ者あり)

これで討論を終わります。 議長(近藤一輝) 討論なしと認めます。

これから、議案第七七号、平成十六年度小値賀町下

水道事業特別会計補正予算

(第二号)

を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。おはかりします。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(近藤一輝)

異議なしと認めます。

したがって、議案第七七号、平成十六年度小値賀町下水道事業特別会計補正予算 (第二号) は、 原案のとおり可決され

日程第十、議案第七八号、 小値賀町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例案を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

教育次長(西 浩三) 議案第七八号、小値賀町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例案の提案の理由、 並びに改正内容

教育

次長

の説明をいたします。

改正しようとする従来の幼稚園設置条例(昭和四十七年条例第七号)は、道路を隔てた、現在、「赤土利用研究会」が使用 る「旧幼稚園」 に設置した昭和四十七年に制定され、 その後、 平成四年、 現在地に新築された時と、 平成十二年、 国土 l

調査に伴う字の変更時に改正されております。

のでございます。 届を長崎県教育委員会へ提出する必要が生じ、それに関連し、議会の議決が必要となりましたので、本議案をご提案するも 同保育を実施することになりました。幼稚園を移転する場合には、学校教育法施行令の第二十六条の規定により、 昨日の行政報告にもありましたように、今般、 幼稚園を笛吹保育所と統合し、 新年度より三歳児以上の三つのクラスで合 位置変更

おります。 また、合わせて、保護者からの要望が強かった幼稚園児の完全給食を実施することとなり、 給食費の徴収規定を追加して

それでは、改正条文の内容をご説明いたします。裏をご覧下さい。

第一条の改正は、位置を笛吹保育所内に変更するものでございます。

第七条の改正は、 保育料に加え、 給食費の納入を保護者に求める規定の変更でございます。

ざいますが、月額四千円を納付していただき、保育所と同様の完全給食を予定しております。 り、保育料現行月額五千五百円を、六千円に五百円値上げをさせていただき、給食費につきましては新たに設けるものでご なお、金額については、施行規則の第五条に規定がありますので、本案の承認後に、教育委員会で規則改正の手続きをと

附則として、この改正条例の施行日は、保育所との統合の日と合わせ、 来年四月一日からとしております。

以上で提案の理由、内容の説明を終わります。

長(近藤一輝) これで提案理由の説明を終わります。 よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

保育所と一緒の給食となると思いますが、 六番 (松永勇治) 保育料の見直しにつきましては今ご説明がありましたけれども、 給食費は幾らを設定されておりますか。 給食をするっちゅうことになりますと

松永

議員

議長(近藤一輝)教育次長

(西 給食費につきましては、 月額四千円を予定しております。

議長(近藤一輝) ほかに質疑はありません

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(近藤一輝) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(近藤一輝) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、 おはかりします。 議案第七八号、 小値賀町立幼稚園設置条例の一 部を改正する条例案を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(近藤一輝) 異議なしと認めます。

したがって、議案第七八号、 小値賀町立幼稚園設置条例の一 部を改正する条例案は、 原案のとおり可決されました。

日程第十一、議案第七九号、 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長

総務課長 (大黒泰三) 議案第七九号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案についてご説明いたします。

ても現在五十六歳昇給延伸・五十八歳昇給停止となっております。 長崎県内の多くの自治体におきましては、五十六歳昇給延伸・五十八歳昇給停止等の措置をとっており、 小値賀町にお

施 国は、 ており、 民間賃金の動向への対処や公務における給与配分の適正化を図るため、 また長崎県においても同様に実施されております。 平成十一 年四 月から五十五 歳昇給停止を実

ことから、国に準ずるよう指導されております。 本案につきましては、 民間企業では五十五歳以下で昇給停止となっているとともに、 公務員の給与が民間 に準 拠している

な給与形態を行なうとともに行財政改革を積極的に推進する観点から、 このようなことから依然として厳しい雇用情勢や民間の経済状況と本町 五十五歳昇給停止を実施するものであります。 の財政事情が緊迫化していることを踏まえ、 適 正

それでは、改正の内容をご説明いたします。

これを削除するものでございます。 第四条第六項の中で、「五十六歳以上の職員にあっては規則の定めるところにより、十八月又は二十四月」とありますが

職員にあっては、五十六歳以上の年齢で規則で定めるもの)に達した職員は」に改め、 の下に「その達した日後の直近の四月一日以降は」を加える。 また、 同条第九項の中で、「五十六歳以上の職員のうち規則で定める年齢を超える職員は」を、 前項ただし書の規定にかかわらず、 「五十五歳(規則で定める

附則では、公布の日から施行し、 平成十七年四月一日から適用するとしております。

以上で説明を終わります。

議長(近藤一輝) よろしくご審議のほど、ご承認いただきますようお願いいたします。 これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

松 永 議 員

院勧告に基づくものじゃないわけですね。 (松永勇治) 今の説明では、 国・県も五十五歳と昇給期限を定めているということでございますけども、 これは人事

するとすれば、 近隣町村の模様が判っておれば教えていただけますか? 判った範囲内で結構です。

議長 務 課 長

総務課長(大黒泰三) お答えします。

初めてでございます。 五十五歳昇給停止についてですけど、 県内では長崎市、 佐世保市、 諫早市の三団体でございまして、 まだ町村では当町が

藏長(近藤一輝) ほかに質疑はありませんか。

松永議員

うな北松の十三町村の模様をどうしようかとか、そういうな話し合いはあっていないわけですか。 からですかな、平成十七年四月一日からでも、そういうな総務課長あたりでの話し合いとか会合の折にですね、そういうふ そうするとですよ、 町 村では小値賀町が (初めて) ちゅうことで、 よその模様で、 今からでも、

議長(近藤一輝) 総務課長

出来ない、ましてや組合との絡みもございますので、 総務課長 (大黒泰三) 課長会の折、 各町村の話も聴きましたけど、合併関係がございまして、それでまだどうすることも 実施については『合併後』というような考え方でございます。

議長(近藤一輝) 松永議員

五十五歳になってから後五年あるわけですね。 とに悪いことではございませんけれども、小値賀町の職員だけがですね、なされるということであればですね、非常に今後 六番 (松永勇治) 思い切って小値賀町がするっちゅうことは財政とかいろいろな関係のお考えがあると思いまして、 ほ

と難しくなりますけれども、そういうことは勘案されておりますか。 とだったら解かりますけど、遅く入った人で低い人がですね、 で、五十五歳になった人が早く役場に入っとってある程度の給料をもらっとればですけど、何十万になったらっちゅうこ いろいろあるでしょうから、そこんところをいろいろ考える

最後ですけど、よろしくお願いします。

議長

(近藤一輝)

ざいますので、そういうことで職員会を通じてですね、一緒に話を、まあ説明会をしたわけでございますが、皆様にとりま 昇給停止とさせていただいたというわけでございます。 しては大変不満もあるかと思うんですが、一応了解していただいたということで、そういう理由で一応五十五歳をですね また、県の方がですね、そういうふうにやっているということで、今小値賀町も合併しないで単独で行くということでご (山田憲道) 職員の考えをですね、よく思っていただいたと御礼を言いたいんですが、今そういう状態ではないと・・・。

議長(近藤一輝) ほかに質疑はありませんか。

「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(近藤一輝) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(近藤一輝) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

おはかりします。 これから、 議案第七九号、 職員の給与に関する条例の 部を改正する条例案を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(近藤一輝) 異議なしと認めます。

したがって、 議案第七九号、 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案は、 原案のとおり可決されました。

日程第十二、議案第八〇号、 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長

(大黒泰三) 議案第八〇号、 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案についてご説明 V) たしま

なわれております。 殊性を給料で反映することが適当でないと認められるものを対象とする手当であり、 特殊勤務手当とは、 職員の勤務が著しく危険、 不快、 不健康又は困難な勤務で給与上特別に考慮を必要とし、 現在、 多くの自治体でその見直しが行 かつその 特

また、長崎県からの指導として、 保育士業務手当、 簡易水道業務手当については、 看護業務手当については本来の業務であり、 その業務の危険度や必要性が薄いこと、そのようなことで給与実態 既に医療職給料表でその分は見られている

夜勤手当を廃止 調査ヒアリングのとき、 百円の特殊勤務手当を支給していることから、 Ļ 夜間勤務を行なった場合は夜間業務手当六千八百円を支給するものであります。 県より指摘されております。 国に準ずるよう指導されております。 看護師の特勤手当につきましては、 現在、 国も夜間看護手当として一回六千 支給している看護業務手当と

断した場合、その必要性は薄いため、廃止を行うものであります。 保育士業務手当、 簡易水道業務手当は人事院規則で定める特殊勤務手当に該当するものがないうえ、 困難性、 危険 性 を 判

それでは、 改正の内容をご説明いたします。

業務手当」を削除し、 第二条中第四号の中で、「看護業務手当」を「夜間看護手当」に改め、 第二号を第一号とし、第四号から第十一号までを二号ずつ繰り上げるものでございます。 第一号の「簡易水道業手当」及び第三条 「保育士

号から第十一号までを二号ずつ繰り上げるものでございます。 での間)において行なわれる看護等の業務に従事したとき」に改め、 間看護手当は、 また、第三条中第四号で、「看護業務手当は、 診療所に勤務する看護師及び准看護師が、正規の勤務時間として夜間(午後五時から翌日午前八時三十分ま 職員が診療所に勤務する看護師及び准看護師の職に専従したとき」を、 第一号及び第三号を削り、 第二号を第一号とし、

附則では、 公布の日から施行し、平成十七年四月一日から適用するとしております。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。 (近藤一輝)

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

(近藤一輝) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

はありませ λ

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(近藤一輝) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第八〇号、 職員 の特殊勤務手当に関する条例の一 部を改正する条例案を採決します。

おはかりします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(近藤一輝) 異議なしと認めます。

`たがって、議案第八〇号、職員の特殊勤務手当に関する条例の一 部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

日程第十三、議案第八一号、工事請負契約の変更についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

建設課長

建設課長(中村敏章) 議案第八一号についてご説明いたします。

契約額は八千二百十一万円で議決を経て契約を締結しておりましたが、 小値賀地区統合簡易水道整備工事につきましては、 去る七月二十九日に入札を行い、 その後、 陸上部 門田建設株式会社が落札し、 0 管路延長の追加、 管理用 道 現 在 舗 装

の追加等が生じ、設計変更及び契約変更が必要となりました。

提案申し上げます。 設株式会社との随意契約により工事請負契約を変更致したく、地方自治法第九十六条第 本工事費二百二十八万円に消費税を加えた二百三十九万四千円、額にして八千四百五十万四千円で現契約者である門田 一項第五号の規定により、 本案をご

トルを追加するものが主なものでございます。 追加工事の内訳を申し上げますと、納島側陸上部管路延長を九十二メートル追加、 前方後目地区管理用道路舗装四 百 メ

事となりますが、 事の進捗状況でございますが、海底送水管、 当初契約工期での完成予定でございます。 陸上部管路布設はほぼ完了しております。 工期内に水圧試験等を実施しまして、 今回 . (7) 二月中には供給開 設計変更により、 労始を予 追 加工

定しております。

以上で提案理由 の説明を終わります。

よろしくご審議のほど、 お願いいたします。

これから質疑を行います。

議長(近藤一輝)

これで提案理由の説明を終わります。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(近藤一輝) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。 これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長 (近藤一輝) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第八一号、工事請負契約の変更についてを採決します。

おはかりします。 本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(近藤一輝) したがって、議案第八一号、工事請負契約の変更については、原案のとおり可決されました。 異議なしと認めます。

日程第十四、報告第九号、 交通問題対策調査特別委員会報告を議題とします。

交通問題対策調査特別委員会から、 小値賀空港問題について報告したいとの申し出があります。

- 58 -

か りします。

申し出 のとおり報告を受けることにしたいと思い

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (近藤一輝) 異議なしと認めます。

したがって、交通問題対策調査特別委員会の報告を受けることに決定しました。

本件について委員長の報告を求めます。

委員長 浦 英明) 値賀空港存続問題について調査中ではありますが 町 政 0 重要課題と捉え、 交通問題対策調査特別委員会委員 その途中 経過を会議

平成十六年二月五日、オリエンタルエアブリッジ則第四十七条第二項の規定により報告いたします。 オリエンタルエアブリッジ株式会社と長崎県に対 福岡路線の存続について陳情を行い ました。

三月二日、航空労組連絡会と離島航空輸送に関する懇話会を行いました。 六月七日、有川町総合文化センターにおいて『島の空の足を考える懇談会』 があ ŋ, 両町 の商工会、観光協会の各種 寸 体

上五島と小値賀で一万人を目標に署名を集め、

県とORCに提出の上、

強く訴え

たいと決意しました。

それに議員等が出席し、

路線存続を求め、

はアイランダー路線をどのように位置付けているのか、今後どんな役割を持たせて行くの わせて五千四百三十六万円に上っており、 十一月二日、長崎県交通政策課は、海上交通が便利になる中、 需要が見込めない中、 このままの赤字では運航するのは難しい。 航空路線は利用率三〇%台と低く、 か、 お尋ねしたいということであ 補助金も国、 小値賀町として 合

げる方策の一つとして、人だけの輸送でなく、物資の輸送も考慮すべきではないかという意見も出され、 このことを受け、 町の空港への支出状況、 交通問題対策調査特別委員会は十一月六日に委員会を開催し、 農産物の 生産実績、 水産物の漁獲実績等の資料に基づき検討を行いました。 航空路存続について議論し、 アイランダー 利 用率を上 路

十一月二十四日、 県は十 -七年四1 |月に廃 執行部に出席要求を行い、 止を考えているようだ。十二月中に小値賀町と協議したいとも言っているので、 空港存続についてどのように考えているか説明を求めました。 需要予 執 行 測 部 \mathcal{O} 資料 説

るとのことであった。 を検討をしている。 。また、 アイランダー機が廃止になった場合の対策としてダッシュ エイト機の就航を視野に入れて検討

べき、県が要求しているアイランダーの役割と必要性を明確化し回答を出すべき、県への陳情をすべき、また、そういった 対外的な働きかけをする上で宇久町議会との調整が必要ではないかとの結論になりました。 我々、委員会としては町民に内容を解かってもらう必要もあり、今後の方策を図るためにも町民アンケート調査を実施 す

に決定しました。 十二月七日の委員会では、執行部作成のアンケートの原案を検討し、十二月十日配付、十二月二十日までに回 収すること

いて協議し、空港存続問題についての今後の展開については、 以上、途中ではありますが中間報告といたします。 十二月十三日、宇久町において、宇久町議会航路対策特別委員会との合同会議を行い、 宇久町議会も協力して行くとの意思を確認し 宇久・小値賀空港の利用促進に ました。

議長(近藤一輝) これで報告を終わります。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(近藤一輝) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これで交通問題対策調査特別委員会報告を終わります。

力を尽くすことを求める意見書案を議題とします。 日程第十五、発議第一七号、二〇〇〇年五月のNPT再検討会議における核兵器廃絶に向けた 「明確な約束 決議の実現に全

岩

坪

議

員

本案について趣旨説明を求めます。

七番(岩坪義光) 小値賀町議会会議規則第十四条の規定により、 本案を提出します。

本案につきましては、 二〇〇〇年五月の NPT再検討会議における核兵器廃絶に向けた 明 確 な約 東 決議の実現に全力

を尽くすことを政 府に求めるものでありま

はなりません。 一九四 いました。 五. 年八月六日、 核兵器の使用を阻止し、すみやかな廃絶を実現することは、 死を免れた被爆者も体と心に深い傷を負い、 広島、 九日、長崎に投下された原子爆弾は、一瞬にして街を壊滅させ、 いまなお苦しみつづけています。 今日の国際政治における緊急の課題です。 この惨害を決して繰り おびただし 数 \mathcal{O} 返し Þ \mathcal{O} 7 命

声に背をむけて核兵器先制使用政策をとり、新たな核兵器の開発に踏みだすことは、 な約束」 来年五月にニューヨークで開催されるNPT再検討会議にむけて、前回再検討会議で自らが合意した核兵器廃絶の を果たすことは、 核保有国の責務です。 この 「約束」の実行をせまる声は全世界で日に日に高まっています。 世界平和を脅かすものにほかなりま こ の 確

を提出いたします。 よって、 被爆国である日本政府が先頭にたって 明 確な約束」 を実現するため、 全力を尽くされるよう求め、 本意見 案

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

これで提案理由の説明を終わります。

(近藤一輝) これで趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

(近藤一 輝) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

に論はありませんか。

三番 (小辻隆治郎) 私は、二〇〇〇年五月 \mathcal{O} NPT再検討会議における核兵器廃絶に 向 けた 「明 確 な約 東 決 実現に

小

辻

議

員

全力を尽くすことを求める意見書案に賛成する者であります。

すなわち第二次大戦において、 我が国は戦争終結の決定的要因として原爆の恐怖を体験しました。 ١ ر まだかつてな

戦争終結の方法として、唯一日本が、とりわけ広島に続く地元長崎において悲惨な状況をみました。

爆心地に近い浜口 一町の隣にある旧山里町の会長の証言は胸を打つものがあります。

被爆直後、勤務先から浜口町まで徒歩で行く途中、焼け爛れた何人もの人から水をねだられたが、持ち合わせた水もなく、 力なくうなづいて息絶えたということであります。

しております。

「ない・・・。」と言うと、

今日、核兵器大国は、今また小型核兵器の研究、 開発に着手し、地下核実験の再開の検討など、 核兵器使用政策を打ち出

唯一、被爆した経験をもつ我が国としては、 世界に核兵器廃絶を求めるべきだと考えます。

よって、本意見書案に賛成いたします。

議長(近藤一輝) これで討論を終わります。

全力を尽くすことを求める意見書案を採決します。 これから、発議第一七号、二〇〇〇年五月のNPT 再検討会議における核兵器廃絶に向けた 「明確な約束」 決議の実現に

おはかりします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (近藤一輝) 異議なしと認めます。

に全力を尽くすことを求める意見書案は、 したがって、発議第一七号、二○○○年五月のNPT再検討会議における核兵器廃絶に向 原案のとおり決定されました。 けた 明確 な約束 決議 の実現

おはかりします。

のについては、その整理を議長に委任されたいと思います。 ただいま決定されました案件につきましては、 会議規則第四十五条の規定により、 字句・数字、その他の整理を要するも

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

(近藤一 輝) 異議なしと認めます。

したがって、 この意見書は、 字句・数字、その他の整理は、 内閣総理大臣・外務大臣へそれぞれ送付することにいたします。 議長に委任することに決定しました。

日程第十六、発議第一八号、平成十七年度地方交付税所要総額の確保に関する意見書案を議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

坪 議

七番 小値賀町議会会議規則第十四条の規定により、本案を提出します。

において、予算の総額抑制を眼目にとりおこなう方針であります。 ない」という深刻な事態に追いやられ、我々の国に対する信頼関係を損ねたところであるが、 平成十六年度の地方財政計画による二・九兆円の大幅な地方交付税の削減が抜き打ち的に行なわれ、地方は「予算が組 本案につきましては、平成十七年度地方交付税所要総額の確保に関することを政府、 国会に求めるものであります。 政府は平成十七年度予算編 成

すべき額に満たない場合があることから、実態を踏まえつつ、地方交付税の算定などを通じて適切に対応する」となって 地方団体の安定的な財政運営に必要な地方交付税、 年度は、地域において必要な行政課題については、適切に財源措置を行うなど、『基本方針二○○四』を遵守することとし、 も平成十六年度以上の総額を絶対確保するよう強く要望し、 ることから、平成十七年度の地方交付税は、 一方、政府は「三位一体の改革」に係る政府・与党合意において、地方交付税の改革として、「平成十七年度・平成十八 よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。 また、基本方針二○○四は、「財政力の弱い団体においては、 平成十六年度の轍を踏まぬよう、国と地方の信頼関係の構築に努め、 地方税などの一般財源の総額を確保する」と明記している。 本意見書案を提出いたします。 税源移譲額が国庫補助負担金の廃止、 縮減に伴い 少なくと 財源措置

議長(近藤一輝) これで提案理由の説明を終わります。

これで趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(近藤一輝) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

十一番(黒崎政美) 私は、 平成十七年度地方交付税所要総額の確保に関する意見書案に賛成する者です。

崎議

本旨の実現に資するとともに地方団体の独立性を強化することを目的としております。 源の均衡化を図り、 そもそも地方交付税は、 地方交付税の交付の基準の設定を通して地方行政の計画的な運営を保障することによって、 地方団体が自主的にその財産を管理し、 事務を処理し、 行政を執行する権能を損なわずにその 地方自 治 財

は必至であります。 費算入分六億七千百七十八万七千円を差し引きますと、約十一億となります。これ以上削減されると大変な状況になること 我が町の地方交付税は、平成十六年度十七億七千二百十二万八千円、 対前年度比一〇・二%の減となっております。

小泉改革は地方を切り捨ての改革であり、到底承服することはできません。

本意見書案に賛成いたします。 方交付税の改革として「平成十七年度・十八年度は、地域において必要な行政課題について適切な財源措置を行うなどの『基 を決議されたが、現状は厳しい事態にあると認識しております。交付税削減を警戒する地方に配慮し、 保する。」と明記しているとおり、平成十七年度の地方交付税は、平成十六年度以上の総額を絶対確保するよう強く要望 本方針二〇〇四』遵守することとし、 十一月開催の、 四十八回全国町村議会議長会全国大会及び地方分権推進総決起大会において、地方交付税の所要額の確 地方団体の安定的な財源運営に必要な地方交付税、 地方税などの一般財源の総額を確 与党合意において地

以上で、賛成討論を終わります。

[**長(近藤一輝)** これで討論を終わります。

これから、 発議第 八号、 平成十七年度地方交付税所要総額の確保に関する意見書案を採決します。

おはかりします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (近藤一輝) 異議なしと認めます。

したがって、発議第一八号、平成十七年度地方交付税所要総額の確保に関する意見書案は、原案のとおり決定されました。

おはかりします。

のについては、その整理を議長に委任されたいと思います。 ただいま決定されました案件につきましては、 会議規則第四十五条の規定により、 字句・数字、 その他の整理を要するも

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (近藤一輝) 異議なしと認めます。

したがって、字句・数字、その他の整理は、

なお、この意見書は、 衆議院議長・参議院議長・内閣総理大臣・内閣官房長官・総務大臣・財務大臣・経済財政政策担当 議長に委任することに決定しました。

大臣・自由民主党三役・公明党三役へそれぞれ送付することにいたします。

日程第十七、 発議第一九号、総務文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査 (審査)についてを議題とします。

項について閉会中の継続調査・審査の申し出があります。 総務文教厚生常任委員会委員長から、会議規則第七十五条の規定によって、お手元に配りました委員会の特定事件調 査

おはかりします。

総務文教厚生常任委員会委員長から申し出のとおり、 閉会中の継続調査・審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (近藤一輝) 異議なしと認めます。

したがって、 総務文教厚生常任委員会委員長から申し出のとおり、 閉会中の継続調査・ 審査とすることに決定しました。

日程第十八、発議第二〇号、 産業建設常任委員会の閉会中の継続調査・審査についてを議題とします。

産業建設常任委員会委員長から、会議規則第七十五条の規定によって、 お手元に配りました委員会の特定事件調 查事項 ĺZ

て閉会中の継続調査・審査の申し出があります。

おはかりします。

産業建設常任委員会委員長から申し出のとおり、 閉会中の継続調査・審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (近藤一輝) 異議なしと認めます。

したがって、産業建設常任委員会委員長から申し出のとおり、 閉会中の継続調査・審査とすることに決定しました。

日程第十九、発議第二一号、議会運営委員会の閉会中の継続調査・審査についてを議題とします。

て閉会中の継続調査・ 議会運営委員会委員長から、会議規則第七十五条の規定によって、 お手元に配りました委員会の特定事件調査事項に っつい

おはかりします。

審査の申し出があります。

議会運営委員会委員長から申し出のとおり、 閉会中の継続調査・審査とすることにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (近藤一輝) 異議なしと認めます。

)たがって、議会運営委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査 審査とすることに決定しました。

以上で、 本定例会に付議された案件の審議は、 全部終了しました。

平成十六年小値賀町議会第四回定例会を閉会します。

午 後 四 時 十九分 閉 会